

平成 26 年度  
中京学院大学 自己点検評価報告書

## はじめに

本学は、平成5年度に経営学部単科の大学として、岐阜県東濃の地に初の四年制大学として誕生した。

それから17年後の平成22年度に看護学部を設置し、2学部を有する四年制大学として、現在教育研究に取り組んでいる。

キャンパスは中津川キャンパス(岐阜県中津川市)と瑞浪キャンパス(岐阜県瑞浪市)の2キャンパスを設置しており、中津川キャンパスには経営学部を置き、瑞浪キャンパスには看護学部と中京短期大学部(保育科、健康栄養学科)を置く。

設置母体である学校法人安達学園は、昭和37年12月に設立認可を受け、昭和38年4月の中京高等学校の設置から学校運営を開始し、昭和41年4月に中京短期大学、次いで中京幼稚園の設置と、岐阜県東濃地区唯一の総合学園へと着実に発展してきた。

これら現在の安達学園及び学園各校の礎となるのが「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」という建学の精神であり、本学の教育研究の根幹となっている。

この建学の精神のもと、学則に「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と人材養成の目的を掲げ、日々教育研究活動に邁進している

経営学部及び看護学部の平成26年度の自己点検評価を本報告書のとおり示し、全教職員と共有し平成27年度に向けての道しるべの一つとし、また本学の教育研究活動をより充実させ、社会の要請に応え得る大学へと着実な歩みを進めていくための基礎資料としたい。

## 目次

学校法人の概要・沿革	1
基準1 使命・目的等	3
基準項目 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性	
基準項目 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性	
基準項目 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性	
基準2 学習と教授	11
基準項目 2-1. 学生の受け入れ	
基準項目 2-2. 教育課程及び教授方法	
基準項目 2-3. 学習及び授業の支援	
基準項目 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等	
基準項目 2-5. キャリアガイダンス	
基準項目 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	
基準項目 2-7. 学生サービス	
基準項目 2-8. 教員の配置・職能開発等	
基準項目 2-9. 教育環境の整備	
基準3 経営・管理と財務	48
基準項目 3-1. 経営の規律と誠実性	
基準項目 3-2. 理事会の機能	
基準項目 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	
基準項目 3-4. コミュニケーションとガバナンス	
基準項目 3-5. 業務執行体制の機能性	
基準項目 3-6. 財務基盤と収支	
基準項目 3-7. 会計	
基準4 自己点検・評価	61
基準項目 4-1. 自己点検・評価の適切性	
基準項目 4-2. 自己点検・評価の誠実性	
基準項目 4-3. 自己点検・評価の有効性	

## 1. 学校法人の概要

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
中京学院大学経営学部	岐阜県中津川市千旦林 1-104	150	640	599
中京学院大学看護学部	岐阜県瑞浪市土岐町 2216	80	320	344
中京学院大学中京短期大学部	岐阜県瑞浪市土岐町 2216	170	340	346
中京高等学校	岐阜県瑞浪市土岐町 7074-1	450	1360	1447
中京幼稚園	岐阜県瑞浪市土岐町 2197-1	100	240	144

## 2. 沿革と現況

昭和 37 年 12 月	学校法人安達学園設置認可
昭和 37 年 12 月	中京高等学校設置認可
昭和 38 年 4 月	中京高等学校開校
昭和 41 年 1 月	中京短期大学設置のための寄附行為変更認可、中京短期大学設置認可
昭和 41 年 4 月	中京短期大学 保育科、家政科（被服食物）開学
昭和 41 年 12 月	中京短期大学附属中京幼稚園設置認可
昭和 42 年 4 月	中京短期大学附属中京幼稚園開園 中京短期大学家政科を家政専攻（被服食物）食物栄養（栄養士コース）に分離 中京アカデミー開校
昭和 42 年 6 月	中京高等学校を中京商業高等学校に校名変更
昭和 43 年 4 月	中京商業高等学に体育科増設
昭和 44 年 4 月	中京短期大学別科食物栄養専修（修業年限 1 年）設置
昭和 45 年 4 月	中京短期大学別科食物栄養専修の名称を中京短期大学別科調理専修に変更し、調理師養成指定校として認可、開学
昭和 49 年 4 月	中京短期大学保育科を岐阜県中津川市千旦林に移転
昭和 61 年 2 月	中京短期大学経営学科設置認可
昭和 61 年 4 月	中京短期大学経営学科設置
平成 2 年 4 月	中京短期大学保育科を瑞浪校地へ、経営学科を中津川校地へ移転
平成 4 年 12 月	中京学院大学設置のための寄附行為変更認可（中京短期大学経営学科学学生募集停止）
平成 5 年 4 月	中京学院大学（経営学部経営学科）開学
平成 6 年 5 月	中京短期大学経営学科廃止のための寄附行為変更認可
平成 9 年 4 月	中京学院大学の入学定員増、編入学定員設定
平成 12 年 11 月	中京高等学校の校名変更のための寄附行為変更認可
平成 13 年 4 月	中京商業高等学校を中京高等学校へ校名変更
平成 16 年 10 月	中京学院大学別科日本語専修課程設置届出
平成 17 年 4 月	中京学院大学別科日本語専修課程設置

平成 18 年 4 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科設置届出
平成 18 年 9 月	中京短期大学生活学科生活文化専攻募集停止届出
平成 19 年 4 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科設置
平成 20 年 4 月	中京短期大学生活学科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成 21 年 10 月	中京学院大学看護学部看護学科設置認可
平成 22 年 4 月	中京学院大学看護学部看護学科を瑞浪キャンパスに設置
平成 22 年 4 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科募集停止
平成 22 年 4 月	中京短期大学を中京学院大学中京短期大学部に名称変更
平成 22 年 4 月	中京学院大学中京短期大学部健康栄養学科、保育科、別科調理専修定員減
平成 23 年 1 月	中京高等学校全日制課程体育科廃止認可申請書届出
平成 23 年 3 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止届出
平成 23 年 3 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止
平成 23 年 3 月	中京学院大学中京短期大学部別科調理専修廃止
平成 23 年 3 月	中京高等学校全日制課程体育科廃止
平成 23 年 9 月	中京高等学校通信制課程（広域）普通科設置認可
平成 24 年 4 月	中京高等学校通信制課程（広域）普通科開校

## 基準1 使命・目的等

### 基準項目 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

#### (1)1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

#### (2)1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### ◇経営学部

中京学院大学（以下、「本学」という）の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」である。この建学の精神は「学生ハンドブック」の i ページで平易な言葉でわかりやすく説明している。建学の精神に基づいて、同書同ページで、「学園の使命」を語っている。そこでは、「いかなる時代でも果敢に挑戦する人材の輩出—実社会へ“真の実践力”をもった人材の輩出—」が学園の使命であると明確に規定している。本学では、“真の実践力をもった人材”を具体的に以下のように定義している。「1. 「真」「善」「美」「健」「富」という普遍的価値を常に追求する人材。2. 礼節を重んじる人材。3. 非凡な才能を研鑽し、自分らしさを常に追求する人材。4. 知識と経験、理論と実践を結びつけることのできる人材。5. 当事者意識に裏打ちされた本気と勇気をもって自己に対峙できる人材。」の5点である。

建学の精神と学園の使命を具現化するため、同書同ページで、本学経営学部の教育目的・目標もまた明確に語っている。そこには、「経営学に関する専門的知識および実践力を習得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格識見(学士力)を身につけます」とあり、さらに、経営学部の教育目的・目標を以下の二点によって説明している。「1. 人類の文化や社会や自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身に付けるとともに、課題を解決する能力を習得します。2. 経営学の学問体系の理解の基に、経営学分野及び隣接関連分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、組織体の運営や構造と機能に関する理解と経営の実践的能力を習得します。」以上の2点である。

以上のように、本学経営学部では教育目的等の意味・内容を具体的かつ明確に定めている。

本学の建学の精神は、上記の「学生ハンドブック」の他に、本学ホームページ、保護者会報、教職員手帳等に明記している。

また、ほとんどすべての教室には、教室正面ホワイトボードの横手に、建学の精神が記入されたプレートを掲示している。

さらに、中津川キャンパスにおいては、正門を入るとすぐの目に付く場所に「真剣味」の三文字が刻まれた自然石を設置している。

##### ◇看護学部

中京学院大学は、建学の精神である「真剣味・真善美」を基盤に、「いかなる時代にも果敢に挑戦する人材の育成=実社会へ真の実戦力をもった人材の輩出」をその使命としている。

これに基づいて看護学部では、「看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を身につけ、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力と将来さらなる知識や技術を自ら学習していくことのできる人材を育成するとともに、看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を育成する」

ことを教育目的としている。

さらに具体性を高めるために、教育目標として次の6項目を掲げている。

- 1) 教養と思いやりを基盤として、人間の尊厳と権利を擁護できる基礎的 能力を養う。
  - 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、人々の健康と生活を自然・社会・文化的環境との相互作用の観点から理解する能力を養う。
  - 3) 人々の多様な価値観を認識し、看護専門職者としての共感的態度および倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
  - 4) 人々の健康や障害の状態に応じた看護を、科学的な根拠に基づいて実践できる基礎的能力を養う。
  - 5) 保健・医療・福祉における看護専門職者の役割を理解し、チーム医療を提供および調整できるための基礎的能力を養う。
  - 6) 生涯学習の姿勢と研究的態度を身につけ、看護分野および地域社会に貢献できる基礎的能力を養う。
- このことは、全学生に配布する学生ハンドブックの第1ページに「I 教育目的・目標」として記載されている。そして、入学当初の新入学生はもとより在 student に対しても年度当初のガイダンスにおいて周知している。

### (3)1-1 の改善・向上方策(将来計画)

#### ◇経営学部

本学では、建学の精神や学園の使命、教育目的等について、「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を中心に置いた上で、具体的かつ明確に表現することに努めており、これを持続的かつ発展的に継承していくことが課題である。そのためには、上記の印刷物等に今後も建学の精神や学園の使命等を記載し続けることはもちろん、その他の学外向けの印刷物などにも建学の精神や学園の使命等を記載するように努めていく。

#### ◇看護学部

4年間の学部教育として焦点を定め、内容を精選して、目的と目標の整合性をより厳重に高め、さらに具体的で明確な目的とする。

## 基準項目 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### ◇経営学部

##### ①個性・特色の明示

中京学院大学学則(以下、「大学学則」という)第1条には、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を習得させるとともに、学部及び学科の専攻に関わる学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」とある。そして、この目的が、既に述べた「“真の実践力”をもった人材の輩出」等へとつながっている。「資料 1-1-2 中京学院大学学則」

3つの方針であるディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーについては、アドミッションポリシーは入試関係文書等に明記されている。他の2つに関しては本学部の教育目的が概ねそれらに代わる役割をしている。

##### ②法令への適合

大学学則の第1条で「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い…」とあるように、本学の教育は教育基本法や学校教育法に定められている大学の目的に適合している。

##### ③変化への対応

本学経営学部にはかつて「中国ビジネス学科」があったのであるが、学生募集の状況が思わしくなく、中国ビジネス学科を平成23年3月に廃止した。それにともない学部の定員も180名から150名へと減らす見直しを実施した。

急速な少子高齢化の進行やグローバル化また学生の学力低下問題など本学部を取り巻く環境も急変しているが、本学部はそれらに対応しつつも、変えてしかるべきものと変えるべきではないものを截然とわかち、様々な変化に対応している。

具体的には、教授会を支える各委員会等において、課題の整理や活動の見直しを行っている。それらを学長に報告し、また教授会にも報告し、教授陣の質向上に反映している。さらに、平成26年度においては各委員会の年度活動の総括も実施した。

#### ◇看護学部

本学部の教育の目的及び目標は、大学の建学の精神を基礎としての看護職者の育成であり、このことは、学生ハンドブックにも明確にうたわれている。教育の目的には、看護職者として必要とされる人間性、知識・技術と実践力の養成について明示し、これを本学部の特色としている。また、本学部は東濃地域唯一の学部であり、東濃5市(中津川市、恵那市、瑞浪市土岐市、多治見市)からの要請によって設立したと言う特色を踏まえて、教育の目的に「地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を育成する」と明示している。

変化に対応できる人材養成を目指して「生涯学習力」を明示している。ただし、地域性を踏まえた特

色は明示されているが、本学部の個性と言う点では、多少弱い部分がある。

また本学学則第1条の2には、学部学科ごとの人材養成に関する目的とその他教育研究上の目的について別に定めるとされているが、内部規定化されていない。ただし、学部の設置の際に決定した教育目的は、学生ハンドブックに記載され、学生教職員への周知は図られている。平成27年度中に規定化し明確に定める必要がある。

### (3)1-2 の改善・向上方策(将来計画)

#### ◇経営学部

ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが本学部では定められていないので、それらを明確に定める必要がある。その際、本学の不変の指針である建学の精神をいかに両ポリシーに反映させるかを学部として熟考する。それらを検討し明示することそのこと自体が、学部全体のFD活動にもつながっていくようにする。

本学部の使命・目的は関連法規に適合するとともに、学内規定を整備し運用しているのであるが、社会的要請や社会状況を強く意識し、さらなる改善・向上を模索していく。

#### ◇看護学部

同様な地域にある他の看護学部とは異なる個性を追求し明示するとともに、学則に基づく規程を整備する。

## 基準項目 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-32 を満たしている。

### (2) 1-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1) 役員、教職員の理解と支持

##### ◇経営学部

学部の教育目的等の重要事項の改変時には、それらは教授会および理事会において審議・決定してきた。また、基本的な規程の改変についても、関連委員会および部署で議論され、教授会で審議・決定する仕組みになっている。各委員会には教員のみならず事務職員も参加しているので、教員および事務職員の理解は十分なされており、支持もされている。また、改定された規程等については、その重要なものに関しては、理事会に報告の上、協議することになっている。したがって、役員の理解と支持も得ている。

##### ◇看護学部

現時点において、役員や教職員から理解困難のため説明を求められることはなく、変更を必要とする提案もない。

#### 2) 学内外への周知

##### ◇経営学部

本学の使命・目的および教育目的は、本学のホームページで学内外に公開している。また、本学部の教育目的に関しては「学生ハンドブック」の中に明記されている。学園の教職員向けには「教職員手帳」が毎年発行され、そこに本学の使命等が明記されている。また、学外の企業向けのパンフレット「人間力」の中でも、建学の精神について触れられている。

在学生向けについては、「建学の精神」という科目が1年次春学期配当の必修科目として導入されている。また、ほとんどの教室には、建学の精神である「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」が記されたプレートが設置されている。

##### ◇看護学部

①学内については、教職員に対しては新規採用時に必ず最初に提示してオリエンテーションしており、この教育目的を基にカリキュラム、教員配置等が構成されていることを強調し理解を得ている。

学生に対しては、新入生のみでなく各学年に対して、年度初めにガイダンスを行い周知させている。

②学外については、ホームページに掲載している。

#### 3) 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

##### ◇経営学部

経営学部の平成 26 年度の事業計画は以下のとおりである。「1. 学生就職支援環境の整備とキャリア教育の強化 2. 学士力向上を図るための専門教育の充実 3. 基礎学力プログラムの本格的稼働にともなう教授法の再点検 4. 教科教育と資格教育の連動性強化 5. 新カリキュラム策定に向けての授業時

間割の再編 6. 特徴ある教育内容告示による安定的な学生募集システムの構築 7. 域学連携協定に地域社会との協働 8. 中京高校および地元高校との高大連携の拡大と深化 9. 教職員資質向上・人材育成への取り組みと学生指導における教職員の協働 10. 中長期的な教員構成の展望に基づく教員採用」。以上の 10 項目である。これらの項目のいくつかには、本学部の使命・目的及び教育目的が反映されている (1、2、4 や 6)。また、FD 活動も含まれている (3、5 や 9)。さらに、中長期にわたる計画も企画されている (7、8 や 10)。このように、本学部は、本学部の教育目的にかなった事業計画を設定している。

#### ◇看護学部

- ①中期目的・長期目的という表現はしていないが、卒業時を教育目的到達時と設定して、段階的にカリキュラムを構成している。特に実習については、段階を踏まないと到達が困難なため、実習要項を別途作成し学年順に詳細を明示している。
- ②カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに教育目的は十分反映されているが、アドミッションポリシーへの反映が十分ではない。

#### 4) 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

##### ◇経営学部

学校法人安達学園の教育組織と運営組織は、教職員手帳等にも明記されているように、経営を担当する法人・大学事務局、教育を担当する中京学院大学、同短期大学部、中京高等学校、中京幼稚園から構成されている。

理事会および評議員会は定例の理事会・評議員会のほか、臨時の理事会・評議員会が開催されている。教授会は原則として毎月 1 回開催される。

委員会には、教授会所轄の委員会と、その他に学長直轄の組織がある。前者はそれぞれの役割について、学部および教職員の意向を踏まえ、審議・検討を行っている。前者には、教務委員会や学生生活委員会などのほかに、研究・出版の助成を行う「学術研究助成費審査会」、メディアセンターの運営を検討推進する「中津川図書メディアセンター会議」、紀要の発行や研究倫理などに関しては「図書・出版・研究倫理委員会」、情報教育及び情報設備に関する検討を行う「ICT 委員会」などが含まれている。後者は学長が中心となり、中津川キャンパスと瑞浪キャンパスに共通する事業の検討を行う「大学運営委員会」や「GP 委員会」がある。

また、「学生ハンドブック」に明記されている経営学部の教育目的・目標を達成するためのカリキュラムが編成され、必要な教員が配置されている。

以上のように、使命や目的と教育研究組織との整合性が概ね図られ、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が連携しているといえる。

##### ◇看護学部

教育研究組織は、基本領域・専門基礎領域・専門領域の 3 本柱で組織化し、さらに専門領域は基礎看護学・成人看護学・老年看護学・精神看護学・小児看護学・母性看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学・統合看護学の 9 領域で構成している。

### (3)1-3 の改善・向上方策(将来計画)

#### ◇経営学部

年度ごとの「事業計画」はあるものの、中長期的な計画が平成 26 年度時点で存在していないので、教育面を含めた中長期的な計画を策定する必要がある。

これは既に実行していることでもあるが、大学全体の枢軸たる建学の精神・学園の使命・学部の教育目的・目標等を大学ホームページや対外的な印刷物などによって学外に発信し、学内に関してはそれらを適切な場所に常時掲げるなどして学内外の共通認識とする。

ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが明確に定められていないので、これらを定め、教職員の共通認識とする。また、それらを学外へも発信する。

#### ◇看護学部

教育目的の学外への周知度を把握し、ホームページのみで十分か検討すると同時に、保護者に向けた周知の方法を再点検する。

アドミッションポリシーに教育目的を十分反映させるとともに、三方針を再度見直して、カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー・アドミッションポリシーに、教育目的が一貫して反映されるようにする。

保健師選択制の実施に伴い、教育目的との関係において教育研究組織の独立領域として、公衆衛生看護学が必要かを検討する。

### 【基準 1 の自己評価】

#### ◇経営学部

基準 1 を満たしていると自己評価する。

本学部は教育基本法等に基づいた教育を行う大学および学部として、使命・目的及び教育目的を明確に定めている。本学部の教育課程は建学の精神に基づいており、そのことは学内外に具体的に示されている。

本学の使命・目的及び教育目的は本学の個性や特色を示すものである。また、本学部は学生のニーズや社会状況に対応するため、理事会や教授会を中心に、各委員会等がそれぞれの役割に従った活動をしている。このような活動は、教職員の理解と支持によって行われている。

大学全体として、組織的な意思決定プロセスは概ね整備され、教育研究組織も使命や目的を実現するためのものになっている。

ただし、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーを明示していない点と、教育的な中長期計画が策定されていない点の 2 点が要改善ポイントである。これら 2 点を改善することが今後の課題である。

#### ◇看護学部

基準項目 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

「真の実践力を持った人材の輩出」という大学としての使命・目的は、具体性があり明確である。

看護職者の育成が使命であることは明確であるが、学部の目的・目標については、4 年間の学部教育としては盛りだくさん過ぎる傾向があり、内容を精選してより簡潔で平易な文章化が必要である。

#### 基準項目 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

- (1) 看護職者の育成が使命であることから、「看護職者として必要とされる人間性」「知識・技術と実践力」等、学部としての特色は明示されており適切である。
- (2) この地域唯一の学部であり、東濃5市からの要請という特色も踏まえて「地域社会に積極的に貢献できる専門職者の育成」を明示しており適切である。
- (3) 変化に対応できる人材育成を目指して「生涯学習力」を明示しており適切である。
- (4) 看護学部および地域性を踏まえた特色は明示されているが、本学部の個性という点では、多少弱い部分がある。

#### 基準項目 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

- (1) 現時点において、役員や教職員から理解困難なため説明を求められることはなく、変更を必要とする提案もないことから指示されていると考える。
- (2) 学内への周知はある程度されているが、学外へはホームページのみの掲載でどの程度周知されているのか確認されていないため、周知度を把握する必要がある。
- (3) 教育目的とアドミッションポリシーとの関係性を再検討し、十分に反映させる必要がある。
- (4) 教育目的と教育研究組織の構成は現状では整合性がとれているが、2年後の保健師課程選択制実施に伴い、公衆衛生看護学の組織構成について検討する必要がある。

## 基準2 学習と教授

### 基準項目 2-1. 学生の受け入れ

#### (1)2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている

#### (2)2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 1) 入学者受け入れの方針の明確化と周知

###### ◇経営学部

本学経営学部のアドミッションポリシー（受け入れ方針・入学者選抜方針）は以下の通りである。

「中京学院大学は建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を信条とし、学術の研鑽とスポーツ等の実践や鍛錬を通じて知・徳・体を兼備した三位一体の人格を形成し、国家と社会の発展に寄与し、人類の幸福の増進に貢献できる品性高くかつ有意の人材を養成する。そのために、中京学院大学経営学部では、企業・組織の経営に関心があり、次のような心がまえを持っている学生を求める。

1. 経営学を志す人
2. 柔軟な思考力のある人
3. 自ら考え行動できる人
4. 何事に対しても挑戦する意欲のある人
5. コミュニケーション能力のある人
6. スポーツを通して人間的に成長したい人
7. 特定の分野について優れた能力を持っている人

このポリシーはホームページに掲載されている他、留学生や編入用を含む学生募集要項のすべてにおいて巻頭ページに掲げられている。ここに見る本学の信条、キーワードである「真剣味」の由来や建学の精神、ミッションも、本学のこれまでの歩みとともにホームページで詳しく説明されている。

またオープンキャンパス、教職員による高校訪問や説明会、保護者会、新入学生のオリエンテーションなどの場で、配布資料に記載することによって、アドミッションポリシーの周知と浸透が図られている。

###### ◇看護学部

看護学部では、建学の精神・大学の使命を基盤として「幅広い教養に支えられた豊かな人間性と、看護に関する基礎的な知識・技術・態度を身につけた実践力のある人材を育成するとともに、将来にわたって自ら学び成長し続けることのできる学習力を持ち、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる看護職者の育成」を教育目的としている。

そのために看護学部は看護に深い関心をもっていることを前提として、次の4つのアドミッションポリシーを明示している。

- ① 人間への尊厳と思いやりの心をもっている人
- ② 看護職への明確な目的意識をもっている人
- ③ 社会の役に立ちたいという熱意をもっている人
- ④ 看護学を学ぶために必要な基礎学力を習得している人

このアドミッションポリシーは、大学のホームページ、大学案内、学生募集要項に掲載し周知を図っている。

明示しているアドミッションポリシーは④以外は心構え的のものであり、敬遠されやすい内容ではないと考えるが、18歳人口の減少を視野においても年々受験者が減少しており、原因の解明や周知方法を検討する必要がある。

## 2) 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

### ◇経営学部

入学者受け入れは各種入学試験に基づき、入試委員会が実施・検討して教授会で決定される体制になっている。

前述のアドミッションポリシーに合わせて、志願者の多様な能力を見る入学試験を実施している。AO入試のエントリーシートでは、スポーツ部門、資格部門、自己推薦、学業特待生などに分かれ、それぞれ受験生の特性がアピールできるよう工夫している。

AO入試と推薦入試では、受験生の個性を知るために、ペーパーテストだけでなく全員に面接を課している。アドミッションポリシーの理解度は、留学生、編入生を含むすべての面接における合格の要件になっている。本学ではこのタイプの入試による入学生が大半である。

AO入試、推薦入試、センター試験利用入試以外の一般入試では、総合基礎学力テストを実施している。平成24年から導入された総合基礎学力テストは英語・国語・数学からなり、高校までの学力の到達度を見るための独自のペーパーテストである。総合基礎学力テストの作問者は本学部が自ら行っているものである。

3年次編入試験では面接と小論文によって、編入生の個性と能力を審査している。入学試験と小論文の成績、および面接評価点は合格判定の基準となり、入試委員会で検討のうえ、教授会で合否が決定される

### ◇看護学部

26年度は、各入試区分にわたって受験者数が減少し、受け入れ方針に沿ったというよりも定員確保が最優先という現状であった。

## 3) 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

### ◇経営学部

本学にとって、学生の定員確保は重要課題になっている。

平成26年度の経営学部経営学科の入学定員は150名、編入学定員は20名であり、実績数は入学生が149名、編入学生は19名であった。平成25年度には入学生が151名、編入学生18名であり、編入学ともほぼ定員をキープしているといえる。

平成25年から地元中津川市をはじめとする東濃5市（他は多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市）と提携を結ぶこととなった（各市と中京学院大学との連携に関する協定書を締結している）。それ以降、大学祭や高大連携、災害対策訓練など、多彩な活動を重ねてきた。

平成23年度秋学期から一部導入し、平成24年度から本格的に実施している「基礎学力向上プログラム」は、「日本語」「英語」「経済・経営」「情報科学」からなる本学独自の初年次教育科目である。同プログラムも徐々に浸透し、地元からの進学に影響を与えていると考えられる。留学生以外の入学者数のうち東濃地区（5市）入学者の割合は、平成24年度は33.04%だったのに対し、平成26年度には38.98%に増加している。

経営学部入学生の内東濃地区高等学校からの入学者推移（留学生以外）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
東濃地区入学者	10	37	37	46
留学生以外の入 学に対する割合	17.85%	33.04%	37.0%	38.98%

◇看護学部

受け入れ数に関しては、定員を下回ることはなく、また 1 割以上のオーバーもなく、適切な数を維持している。

受験者数が一挙に前年の半分に減少するというのは尋常ではないため、その主な理由を究明する必要がある。また受け入れ方針に沿った学生を確保できるのは指定校推薦及び専願推薦入試であるため、この二つの入試方法について再検討する必要がある。

**(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)**

◇経営学部

アドミッションポリシーの内容は知られるようになったとしても、概念的な理解にとどまっている恐れがある。各項目が何を指すべきなのか、オープンキャンパスへの参加者、高校訪問や説明会の際の担当者の方等に、直接顔を合わせる機会を利用して、具体性をもって説明することを考える。入学試験においても、面接時の採点票を見直すなどして、アドミッションポリシーをより反映した採点を実施したい。

学生受け入れ方法の工夫については、以下のとおりである。昨今は中国からの留学生が減り、漢字文化圏以外からの応募が増えている。とくにベトナムやネパールなどからの応募が目立つようになった。しかし、これまでの外国人留学生入学試験では、日本語テストを作文に付属するかたちで参考としておこなってきた。しかし留学生数の増加と漢字による説明が難しいことから、日本語テストを独立させることが必要になってきたといえる。面接・作文に日本語テストをプラスして能力を計ることを計画している。

適切な学生受け入れ数の維持については以下のとおりである。地域連携のさまざまな活動を今後も継続し、東濃地方唯一の四年制大学としての認知度を高めていくことで、地元からの進学者のさらなる増加につなげていきたい。アドミッションポリシーにある通り、「スポーツを通じた人間的な成長」は本学の基本方針の一つであり、幸いスポーツ面でいくつかの好成績も生まれている。こうした成果を高校訪問、進路相談会等でアピールする予定である。

◇看護学部

1) 入学者受け入れの方針の明確化と周知

入学生に対して本学部を受験した理由、本学部についての情報源等について調査し、現状を分析する。

2) 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

オープンキャンパス参加者及び入学者に対して調査を行い、その結果にそって広報のあり方、入試区分・方法等について再検討し、総受験者数だけでなく、方針に沿ったレベルの入学生を確保する。

指定校推薦及び専願推薦入試の推薦基準・選抜方法について、入学後の成績状況や在学状況を参考に

検討する。

3) 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

開設当初から平成 26 年度入学試験の結果に至るまで、大幅な定員超過や未充足は無く、適正に推移している。今後も入学者の選抜については、受験者の状況を細かく検討分析し、適切な学生受け入れを行うこととする。

## 基準項目 2-2. 教育課程及び教授方法

### (1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている

### (2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1) 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

##### ◇経営学部

本学は、建学の精神を「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」とし、「実社会への真の実践力を持った人材の輩出」を学園の使命としている。以上のもとで、経営学部では、経営学に関する専門的知識及び実践的能力を習得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格見識（学士力）を身に着けることを目的とした教育課程を編成している。

本学部のカリキュラムは、教養科目、キャリア科目、専門教育科目の3科目群から構成されている。

教養科目は、経営学部全学生に共通した幅広い知識と素養に支えられた豊かな人間性を涵養するという目的のために構成した科目群である。

キャリア科目は、将来の自分をイメージし、就職、仕事、労働に関する意識を明確にし、各自の希望に合った就職を実現する力、社会で活躍するための力を養う目的のために構成した科目群である。

専門教育科目は、経営学に関する基礎知識と基本的な判断力を育成するだけでなく、経営に関する高度な知識と能力を身に付け、さらなる知識や能力を自ら社会で修得していく目的のために構成した科目群である。

これらの説明については、学生ハンドブックに明示されており、学生に周知されている。

##### ◇看護学部

本学部では、看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を身につけ、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力と将来さらなる知識や技術を自ら学習していくことのできる人材を育成するとともに、看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養することにより、地域社会の保健・医療・福祉の向上に積極的に貢献できる専門職者を育成することを目的としている。

前述の目的を達成するために、大学設置基準に定められている教育課程の編成方針を踏まえたうえで、教育課程を「基本教育科目」「専門基礎科目」「専門教育科目」から構成している。

(各科目の単位数及び学年配当は表 1-①から 1-③のとおり)

#### ①基本教育科目について

看護を実践する上で必要な幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を涵養するという目的を達成するために「人間の理解」「社会の理解」、「言語と情報」、「演習」から編成している。

##### ア. 「人間の理解」について

人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、豊かな人間性を涵養するという目的を達成するために「人間哲学と道徳倫理」、「人間心理と人間行動」、「人間関係とコミュニケーション」、「健康管理と生活習慣」、「地球環境と生物科学」、「芸術鑑賞と創造表現」「スポーツ科学と身体活動」の7科目を配置している。

##### イ. 「社会の理解」について

社会を幅広く理解し、国際化に対応しうる能力を培うとともに、職務の特性に鑑み、人権の重要性を理解し、職業を社会との関係で位置付けることができるという目的を達成するために「法律社会と人権問題」、「現代社会と家族関係」、「国際社会と国際貢献」、「教育社会と育児問題」、「地域文化と社会政策」の5科目を配置している。

ウ。「言語と情報」について

コミュニケーション能力及び科学的思考力を高めるとともに、主体的に情報を収集・分析し発信する能力を養うという目的を達成するために「英語表現Ⅰ(基礎)」、「英語表現Ⅱ(応用)」、「英語表現Ⅲ(専門)」、「日本語表現Ⅰ(読解・分析)」、「日本語表現Ⅱ(発表・討論)」、「日本語表現Ⅲ(論作文)」、「中国語表現」、「手話・点字」、「論理的思考」、「情報処理法」、「統計分析法」、「情報管理法」の12科目を配置している。

エ。「演習」について

学習活動に必要な技術の習得と学習のための目標設定や行動計画の立案方法について学ぶとともに、新聞講読等を通じて、社会的に貴重な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する認識と総合的に判断する能力を習得するという目的を達成するために「基礎ゼミナール」を配置している。

②専門基礎科目について

専攻する学問分野の理解を助け、専門教育において関連する分野を幅広い視野に立って学際的に取り組むことのできる力を培うという目的を達成するために「人間と生命」、「健康と疾病」、「保健と福祉」から構成している。

ア。「人間と生命」について

人間の体の構造と機能について理解するとともに、人間の生命について科学的、倫理的に理解するという目的を達成するために「形態機能学Ⅰ(解剖学)」、「形態機能学Ⅱ(生理学)」、「生命科学」、「発生遺伝学」、「生命倫理」、「人間生活工学」の6科目を配置している。

イ。「健康と疾病」について

健康・疾病・障害のメカニズムを理解し、看護ケアの根拠となる観察力、判断力を習得するという目的を達成するために「病理病態学」、「疾病治療学Ⅰ(成人・老年)」、「疾病治療学Ⅱ(母性・小児)」、「臨床薬理学」、「栄養生化学」、「代替療法」の6科目を配置している。

ウ。「保健と福祉」について

保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解と健康や障害の状態に応じて、社会資源を活用するための知識と基礎的な能力を養うという目的を達成するために「保健医療法規」、「保健衛生学」、「社会福祉学」、「感染管理論」、「保健統計学」、「保健医療福祉行政論」の6科目を配置している。

③専門教育科目について

看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を育成し、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力を身に付け、将来さらなる知識や技術を自ら学習していくための基盤を培うという目的を達成するために「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合と探究」から構成している。

ア。「看護の基本」について

全ての看護実践の基礎となる知識・技術を確実に身に付けることができ、さらに、各看護の展開に共通する看護技術適用の基礎的方法を学ぶという目的を達成するために「看護学概論」、「看護基礎理論」、「看護援助技術Ⅰ(生活援助技術)」、「看護援助技術Ⅱ(診療援助技術)」、「基礎看護学実習Ⅰ」、「基礎看護学実習Ⅱ」、「看護過程論」、「フィジカルアセスメント」、「看護倫理」、「感染看護論」の10科目15単位を必修科目として配置している。

イ。「看護の展開」について

対象の発達段階に応じた看護の実践を学ぶ科目群として位置付け、看護学を構成する主要分野である「成人看護学」、「老年看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「公衆衛生看護学」の7領域ごとに、看護の対象及び目的の理解、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶため、各々に「概論」及び「援助論」を配置している。また、知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うための科目として、領域ごとに「実習」を設定し、26科目51単位を必修科目として配置している。

ウ。「看護の統合と探究」について

「専門基礎」、「看護の基本」及び「看護の展開」で学習したことを統合するとともに、看護を探究

し、発展させるための能力を養うための科目群として位置付けた。看護の統合においては、知識と技術を統合し、臨床実践力を高めるための科目として、「看護統合ゼミナール」、「看護学総合実習」を設置し、2科目3単位を必修科目として配置している。

また看護の探求においては、看護学を探求する姿勢を身に付け、看護学研究の基礎的能力を習得するための科目として、「看護学ゼミナール」、「看護研究法」、「卒業研究」の3科目4単位を必修科目として配置するとともに、看護の各領域の特性を越えて、看護共通の課題について学ぶための科目として、「看護管理論」、「看護情報学」、「家族看護論」、「災害看護論」、「国際看護論」、「看護教育学」の6科目6単位を選択科目として配置している。

#### ④臨地実習

##### 7. 実習の構成及び目的・目標

看護学実習は、カリキュラムの24単位を占め、「各看護学の基盤となる基礎的知識や基本的技術を学ぶ」ための「基礎」科目群に配置している基礎看護学実習と「知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う」ための科目として、領域ごとに配置している成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学・在宅看護学・公衆衛生看護学の各実習並びに看護学総合実習から構成している。

看護学実習の目的は、知識や技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養うとともに、保健・医療・福祉との連携や協働を通して、チームの一員としての役割を学び、看護を実践できる能力を養うことであり、その目標は、以下の通りである。

- ・看護の対象(個人・家族・集団)を総合的に理解することができる。
- ・対象個々の健康レベルやライフサイクルに応じた適切な看護を科学的思考に基づいて実践できる。
- ・保健・医療・福祉分野における関連職種との役割や活動内容を理解し、他職種との連携や社会資源の活用などを通して、看護専門職の機能と役割を認識できる。
- ・看護の専門性を理解し、専門職としての自覚を高めるとともに、看護を探求する姿勢をもつことができる。

本学部では、1年次より見学を主とする看護学実習を行い、早期から看護学への興味や関心が高められるような配慮を行っている。すなわち、「基礎看護学実習Ⅰ」では、医療現場における看護の機能と役割を理解させ、「老年看護学実習Ⅰ」では、老人福祉施設や老人保健施設など病院以外の場へと対象を広げ、保健・医療・福祉分野での看護の機能と役割を理解することを目的とし、今後の学習への動機づけを意図した科目設定である。

表 1-①. 基本教育科目

授 業 科 目		単位数		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		備 考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
人 間 の 理 解	人間哲学と道徳倫理	1		1								15 単位必修、 9 単位以上選択
	人間心理と人間行動		2			2						
	人間関係とコミュニケーション	2			2							
	健康管理と生活習慣		2	2								
	地球環境と生物科学		2	2								
	芸術鑑賞と創造表現		2					2				
社 会 の 理 解	スポーツ科学と身体活動		1	1		1						
	法律社会と人権問題		2		2							
	現代社会と家族関係	2			2							
	国際社会と国際貢献		2			2						
言 語 と 情 報	教育社会と育児問題		2			2						
	地域文化と社会政策		2	2		2						
言 語 と 情 報	英語表現Ⅰ(基礎)	2		2								
	英語表現Ⅱ(応用)	1			1							
	英語表現Ⅲ(専門)		1			1						
	日本語表現Ⅰ(読解・分析)	2		2								
	日本語表現Ⅱ(発表・討論)	1		1								
	日本語表現Ⅲ(論作文)	1			1							

	中国語表現		2	2		2					
	手話・点字		1		1		1				
	論理的思考		1			1					
	情報処理法	1			1						
	統計分析法	1				1					
	情報管理法		1						1		
演習	基礎ゼミナール	1		1							

表 1-②専門基礎科目

授 業 科 目		単位数		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		備 考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
人間 と 生命	形態機能学Ⅰ(解剖学)	2		2								22 単位必修、 3 単位以上選択
	形態機能学Ⅱ(生理学)	1			1							
	生命科学		1	1		1						
	発生遺伝学		2	2		2						
	生命倫理	1			1							
	人間生活工学		1		1							
健康 と 疾病	病理病態学	2			2							
	疾病治療学Ⅰ(成人・老年)	2				2						
	疾病治療学Ⅱ(母性・小児)	1				1						
	臨床薬理学	2					2					
	栄養生化学	2		2								
	代替療法		1		1		1					
保健 と 福祉	保健医療法規	2				2						
	保健衛生学	2		2								
	社会福祉学		1	1		1						
	感染管理論	2			2							
	保健統計学	1					1					
	保健医療福祉行政論	2					2					

表 1-③専門教育科目

授 業 科 目		単位数		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		備 考
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
看護 の 基本	基礎	看護学概論	2		2							9 単位 必 修
		看護基礎理論	1			1						
		看護援助技術Ⅰ(生活援助技術)	2				2					
		看護援助技術Ⅱ(診療援助技術)	1					1				
		基礎看護学実習Ⅰ	1		1							
		基礎看護学実習Ⅱ	2					2				
	看護過程論	2					2				6 単位 必 修	
	フィジカルアセスメント	2					2					
	看護倫理	1						1				
	感染看護論	1			1							
看護 の 展 開	成人	成人看護学概論	2				2					11 単位 必 修
		成人看護援助論Ⅰ(急性期)	2					2				
		成人看護援助論Ⅱ(慢性期)	2						2			
		成人看護学実習Ⅰ	1						1			
		成人看護学実習Ⅱ	2							2		
		成人看護学実習Ⅲ	2							2		
	老年	老年看護学概論	2					2				7 単位 必 修
		老年看護援助論	2						2			
		老年看護学実習Ⅰ	1			1						
		老年看護学実習Ⅱ	2							2		
小	小児看護学概論	2						2			6 単位	

児 母性 精神 在宅 公衆衛生	小児看護援助論	2					2				必修
	小児看護学実習	2						2			
	母性看護学概論	2				2					6単位 必修
	母性看護援助論	2					2				
	母性看護学実習	2							2		
	精神看護学概論	2				2					6単位 必修
	精神看護援助論	2					2				
	精神看護学実習	2							2		
	在宅看護学概論	2					2				6単位 必修
	在宅看護援助論	2						2			
	在宅看護学実習	2								2	
	公衆衛生看護学概論	2					2				9単位 必修
	公衆衛生看護援助論	2						2			
公衆衛生看護管理論	2							2			
公衆衛生看護学実習	3								3		
看護の統合と探求	看護学ゼミナール	1					1				7単位必修、 4単位以上選択
	看護研究法	1						1			
	卒業研究	2								2	
	看護学総合実習	2								2	
	看護管理論		1							1	
	看護情報学		1					1			
	家族看護論		1				1				
	災害看護論		1					1		1	
	国際看護論		1				1			1	
	看護教育学		1							1	
看護統合ゼミナール	1								1		

## 2) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### ◇経営学部

カリキュラムの編成の概要は以下のとおりである。学生が取得すべき単位数は、教養科目 42 単位以上、キャリア科目 16 単位以上、専門教育科目 66 単位以上であり、卒業要件単位は 124 単位以上としている。

教養科目は、さらに基本教育科目、総合教育科目、演習科目の分野に分かれている。

#### ○基本教育科目

基本教育科目は、日本語表現科目にて読み取り、議論し、書き記すことを学び、情報教育科目にて、ワープロ、表計算、情報を扱ううえでの基本的な知識・技術を学び、外国語科目では、英語、中国語、ドイツ語、スペイン語、そして留学生向けに日本語を学ぶ構成となっている。

総合教育科目は、人間の探究において、人間の築いてきた哲学、知識や文化を学び、社会の探究において、自然科学と社会科学について学ぶ。

演習科目は、1 年次～2 年次における大学での学習方法や生活方法を学び、大学での学びをスムーズにするための科目として設定されている。現在は、経営学部の専門教育につながるよう「基礎ゼミ A・B」(1 年次) および「教養ゼミ A・B」(2 年次) において、数学の計算方法やグラフや表の作成方法といった授業をおこなっている。

#### ○キャリア科目

キャリア科目には就業力養成科目と社会人スキル科目の二つの科目群がある。どちらの科目群も実践的能力を養成することを目的としている。とりわけキャリア科目の中で唯一の必修科目である「就業力ゼミ I・II」においては、日本語文章力の向上と、地域の理解をふまえたプレゼンテーションができる

ことを目的とした指導がなされている。

### ○専門教育科目

専門教育科目は、基幹科目（1年次）、展開科目（2年次以降）、演習科目（3・4年次）というように段階的に学べるよう編成してある。専門的知識の習得のため、基幹科目を必修として、専門的知識を有し実践的能力を高めるために演習科目についても必修としている。

また、単位制度の実質を保つため、本学部ではキャップ制を導入し、学期あたりの取得単位数の上限を定めてあり、学生ハンドブックに明示している。

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
履修上限	22単位	20単位	18単位	18単位	18単位	18単位	2単位 (下限)	4単位 (下限)

教授方法の工夫・開発については以下のとおりである。本学部では、平成23年度秋学期より、学長の方針として教養科目の2年間にわたる体系的かつ効果的な教授法を開発し、導入を進めてきた。それが「基礎学力向上プログラム」である。

「基礎学力向上プログラム」の概要は以下の通りである。全体像として「日本語」「英語」「経済・経営」「情報科学」の4つの分野から構成されている。

		1年生		2年生	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
日本語	内容	自分史	家族史・地域史	ビジネス文書 (レジュメ作成)	応募書類 (プレゼンテーション)
	科目名	日本語表現Ⅰ (留学生)日本語Ⅰ	日本語表現Ⅱ (留学生)日本語Ⅱ	就業力ゼミⅠ	就業力ゼミⅡ
英語	内容	英語で履歴書	英語で家族史・地域史	英語でビジネス文書	英語で応募書類
	科目名	基礎英語Ⅰ	基礎英語Ⅱ	英語Ⅰ	英語Ⅱ
経済・経営	内容	GDPで日本経済を学ぶ	経営学で地域経済を学ぶ	有価証券報告書で学ぶ企業経営	基礎経営学
	科目名	基礎ゼミA	基礎ゼミB	教養ゼミA	教養ゼミB
情報科学	内容	情報分析	情報分析	情報分析	情報分析
	科目名	情報分析	情報処理概論B	情報活用	経営統計学
	内容	情報処理	情報処理	Wordでビジネス文書	プレゼンテーション
	科目名	情報処理	情報処理概論A	データベース演習	ネットワーク演習

上表のうち、太字の部分については、平成26年度に改善を図った。

平成26年度においては、専門科目との接続の観点から、また実践力の涵養の観点からも、情報科学の2年間の到達目標を、国家資格であるITパスポートの内容を網羅したものにするよう改善を図った。これは、ITパスポートがその試験出題範囲に、情報科学はもとより経営学、会計学の内容を含んでいるので、専門科目と情報科目との有機的相互性がより高まると判断したためである。情報科学の初学者に対しては、ICTプロフィエンス試験(以下P検)の4級〜準2級の内容を習得させることで、ITパスポートに近づけさせるよう配慮した。以下に示すのが、そのモデルケースである。

1年次 春学期				1年次 秋学期				
4月	5月	6月	7月	10月	11月	12月	1月	2月
P検4級	P検3級	P検準2級		P検2級		ITパスポート試験		

教授法についても改善を行い、学生の時間外学習を促すため、教材をeラーニング化し、授業時間においては、それらの質問を担当教員が受け付けるという、反転授業に近い形をとった。また、学生が自らアセスメントできるチェックシートを開発し、自らの学習を振り返り、学習しやすい環境を整備した。

留学生については、国際資格であるMicrosoft Office Specialist 試験の内容を情報科目に取り込み、その修得を目指す中で日本語能力の向上も合わせて狙っている。

これらの取り組みについては、毎月1回以上の模擬試験の実施、学内でのP検・MOS試験の実施を通じて、学生の知識・技術の定着度をチェックし学習の進捗管理をしている。また、そのことが学生のモチベーションを高めることにつながっている。

#### ◇看護学部

##### ①教育の質確保

本学部では、知識と技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結び付けて理解できる能力を養う内容とする教育課程としていることから、授業の内容に応じた授業方法としては、講義及び演習、実習を効果的に組み合わせて行うこととしている。授業の方法に応じて、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学習などを考慮して1単位当たりの時間数を設定し、教育の質の確保を図っている。

また、教授方法の工夫については、基礎看護学領域の演習科目において電子教科書を補助教材として活用し、学生の理解を助けるような工夫が取り入れられている。IT関連では、コンピュータ室が入れ替えられたことや学内無線ランが使えるようになり、学習環境が整えられた。

さらに、基本教育科目の「地球環境と生物科学」では、フィールドワークを取り入れ、従来の教室での授業ではなく、学生たちが実際に学外に出かけ、調査・観察するという授業内容であり、学生の主体性を引き出しながら、学習効果を高める工夫をしている。

看護管理や災害看護などの講義では外部講師に一部依頼をしたり、成人看護学領域の演習では消防署の参加などを促す協働もとりにしている。

授業を行う学生数は、授業の内容や授業の方法、施設や設備の状況、実習先の指導体制などの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる人数とすることから、講義科目については40人から80人を上限とし、演習科目及び実習科目については、少人数教育とすることを前提として、原則、演習科目は7人から40人、実習科目は2人から13人の範囲の中で設定している。

看護学実習においては、実習機関連絡調整会議を1年に1回開催し、各実習施設の代表者に対して当該年度の実習計画などについて説明をしている。また、各施設の実習指導者と教員(助手を含む)及び非常勤実習指導講師間で、実習目的や到達目標、実習方法などについて事前打ち合わせを行い、連携を図りながら実習指導を行うこととしている。実習の開始前と終了後における定期的な情報交換及び意見交換を行うとともに、各実習施設との間で、日常的な連絡・調整による緊密な連携体制を図っている。

##### ②カリキュラム編成上の配慮

看護学の知識および技術は体系的に学習しないと身に付かないことから、体系的な教育の課程とするために、全体的な枠組みとして、「専門基礎科目」、「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合と探究」から編成することにより、基礎から応用までを段階的に学習することができるように配慮している。

そのうえで、配当年度については、科目間の関係や履修の順序、単位数等を留意して設定し、選択科目の履修登録では上限40単位とし、各年次のバランスも考慮して配当しているとともに、単位制度の実質化の観点を踏まえて、特定の学年や学期における履修登録に偏りが生じることのないように配慮した配当としている。

##### ③履修指導

履修指導については、毎学期始めに各学年に対して履修ガイダンスを行い、全般的な指導を行って

る。加えて、新入生に対しては履修相談などを、単位未修得科目のある在生に対しては、再履修に関する指導や学習方法の確認などを、学科長、教務委員長およびそれぞれの学生を担当するアカデミックアドバイザーより個別に行っている。

### (3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

#### ◇経営学部

カリキュラムポリシーについての改善点は、よりわかりやすく提示できるように工夫する点が挙げられる。

カリキュラムポリシーに基づいた授業体系については、平成 23 年度秋学期からのカリキュラム改革により、実際に行われている科目・内容・配当年次にズレが生じてきているため、これらの整合性を高めるように、カリキュラムの変更について検討する必要がある。

また、基礎学力向上プログラムについては、教育効果の測定に課題を抱えており、その実効性をどのように測定するかが課題となっているため、次年度以降にこの検討を行わなければならない。

#### ◇看護学部

##### 1) 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

###### ①教育の内容

シラバスの内容等について、学科長や教務委員長と非常勤講師間で意見交換をする機会を設けるなどして、非常勤講師との連携・調整等については、今後も引き続き取り組む必要があると考えられる。

また、専門基礎科目と専門教育科目においてや、専門教育科目間での学習内容の調整などが十分に検討されておらず、各領域で講義が進められている現状があるため、本学部の教育の目的・目標を達成できるよう、マトリックスの作成、看護技術における卒業時の技術の到達度目標の作成などを検討していく必要があると考える。

##### 2) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

学生の主体的な学習を計画的に促進し、本学部の 1 単位 45 時間の教育内容を修得するための学習時間を確保する目的で、履修科目登録単位数の上限を設定している。しかし、実際には履修科目登録単位数の上限を設定していることで教育課程、時間割作成においての問題点が出てきているため、履修科目登録単位数の上限については検討していく必要がある。

今後の履修指導としては、成績状況や生活面などの各種学生個人データを慎重かつ有機的に活用し、オフィスアワーやゼミ等の少人数教育を通して、より一層学生に対する個別的な指導を重視する必要がある。学生の背景の変化により、指導を要する学生が増えている現状があるため、教職員が連携しながらしっかり学生への指導を行っていく。

また専門科目においては、きめ細やかな少人数教育を重視し、演習科目だけでなく講義科目についても科目によっては、1 クラスの人数を 40 名程度としていくことが望ましいと考えられる。さらに、これまでの一方向的な教育方法のあり方ではなく、主体性を高める教育方法を教員個々が自己の課題として取り組んでいく必要がある。

実習時期に関しては、1 月中旬に設定している「成人看護学実習 I」が、インフルエンザの発生しやすい時期であるため、学生個々の感染予防対策を始め、実習困難な状況とならない工夫が必要である。平成 27 年度以降カリキュラム改正に伴い、1 月の実習科目は終了となる。

本学部では、実習科目は 2~15 人の範囲内での少人数教育を目指しているが、在宅看護学領域では、1 グループの人数の制限があり、実習施設の受け入れ困難な状況が発生しており、今後、新たな実習施設の開拓など、早急な対応が必要となる。

平成 26 年度は非常勤臨床講師を確保して対応しているが、引き続き教員確保の努力をして、教育の充実を図っていく必要がある。

## 基準項目 2-3. 学習及び授業の支援

### (1)2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている

### (2)2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 教員と職員の協働ならびに TA(Teaching Assistant)等の活用による学習支援及び授業支援の充実

#### ◇経営学部

本学部で学修支援等の学生支援を行う部局は主として学生支援部が担っている。平成 26 年度は、学生支援部が学長の直轄組織となっており、学長のリーダーシップのもと、学修および授業支援が遂行されていた。学生支援部において、学生の履修指導や単位の取得状況に関する相談、出席状況の調査等の学生支援活動がなされていた。また、留学生支援課は留学生への学習支援及び生活支援を行っていた。こうした支援活動は教務委員会との協働によって実施されていた。

基礎学力向上プログラムの各科目では、授業のたびに多くの教材が学生に配布されているのであるが、この業務には学習支援を担当する職員を配置しており、学生が使用する教材の準備及び保管管理を行っている。

また、図書館内のスペースを利用した学習支援も実施している。これは、簿記や語学を専門とする教員が定められた時間、図書館に待機し、学生の資格取得等の学習の相談に乗るというものである。

オフィスアワーについては、Web シラバスの中にオフィスアワーに関する記述欄があり、教員は自身のオフィスアワーの曜日場所等を学生に告知している。オフィスアワーには全専任教員が参加しており、非常勤講師に関しても授業前後の時間を使って学生に対応してもらえるよう依頼している。

本学部では、SA もまた学習支援にあたっている。語学の授業、とくに留学生対象の日本語の授業では、日本人学生の SA が教員をサポートしている。また、履修者の多い授業では、当該科目の単位取得者を SA として配置することで、少人数教育に近づいた授業を実現している。

本学部では、中途退学者や留年者を出さないようにするための出席管理を実施している。基礎ゼミ等の必修科目を中心にして出欠確認をおこない、一定期間毎に出席調査をおこなっている。出席不良の学生に対しては、職員が電話等で連絡をするとともに、保護者にも連絡をしている。学生生活委員会の教員が面談をおこなう場合もある。

学修および授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとしては、まず授業アンケートがある。そこには学生の自由記述欄があり、学生は無記名で授業に関する意見を述べることができる。また、教員も自由に質問を設定できるようにしてあり、それを利用することによって教員は授業に関する学生の反応を知ることができる。これに加えて、平成 26 年度は学生アンケートを実施した。アンケートの質問項目には学習状況に関する質問も含まれている。またそこにも自由記述欄があり、学生は自由に意見を述べることができている。さらに、学生生活委員会は学生が自由に意見を投書できる「ひとこと BOX」を学内 2 か所に設置している。

#### ◇看護学部

##### ①教員と職員の協働について

本学部では、教育研究上の理念を踏まえて、教育の目的を達成するために、第一線で教育を担う教員と教育に多角的に関わる職員が協働し、すべての教職員が丸丸となって学習及び授業の支援を行っている。

また、学習意欲の低下や社会的な常識が欠落した学生に対しても、教員と職員が連携を図りながら学生支援にあたっている。

さらに、教員間においても、特に実習等は領域の枠を超えて協力して指導にあたっている。各論実習前の基礎看護学実習Ⅱ、各論実習終了後の看護学総合では、領域を超えての協力体制で、きめ細かな効果的な実習ができるように体制を整えている。

#### ②TA( Teaching Assistant)等の活用について

本学部では大学院を持たないため TA( Teaching Assistant)制度などの活用はされていないが、助手を配置し、助手も教育活動を支援している。また、実習においてはさらに非常勤実習指導講師を配置し、実習指導に当たり、指導体制の充実を図っている。

### (3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

#### 1) 教員と職員の協働ならびに TA( Teaching Assistant)等の活用による学習支援及び授業支援の充実

##### ◇経営学部

学修および授業支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みはあるものの、くみ上げられた学生の意見を授業支援や授業改善に反映させる組織的取り組みがなされていない点が課題である。たとえば、授業アンケートの結果を授業改善に反映させることも各教員の個々の努力にゆだねられ、組織的なものになっていない。今後は学部全体で、学修支援に関する PDCA サイクルを活性化させるような組織作りに取り組む必要がある。

また、図書館内における学修支援やオフィスアワーについては、一部の学生が利用しているにすぎない。学生への周知が不足している面もあるが、そのような取り組みに対する教員の受け身的な姿勢が問題としてあげられ、学生を積極的に学修させるよう教員から促す組織的な取り組みを学部として検討する。

##### ◇看護学部

大学としての教育の充実を図るためには、教員個々人が教育に携わる者としての責任をこれまで以上にしっかりと自覚し、自己の教育能力の向上のために不断の努力を積み重ね、学生の学習意欲を喚起するような講義が求められる。しかし、こうした教員個人の取り組みだけでは、学習意欲の低下や社会的な常識が欠落した学生への対応として十分応えることはできないので、学部全体で教育目標を明確にし、その目標実現のために教員と職員の更なる協働が必須となる。

課題としては、学生支援部の役割が非常に大きいので、十分な学習および授業の支援を行うためにも職員数の増加を検討していく必要がある。

また、本学では、実習施設が遠方であること、集中実習ということをふまえて、他領域の教員や非常勤実習講師の効力を得ながら実習指導を進めている。しかし、まだ学生の実習指導を効果的に行うためには、非常勤実習講師を確保したうえで協働していくことも課題であると考えられる。

## 基準項目 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

### (1)2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている

### (2)2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### ◇経営学部

成績基準は0～100点の素点をもとに、F(29点以下)、D(30～59点)、C(60～69点)、B(70～79点)、A(80～89点)、S(90点以上)の6段階で評価される。C～Sを単位認定とし、FおよびDは単位不認定となるが、D評価については再試験によって、合格基準に達した場合C評価となる。「資料2-4-2 経営学部定期試験規程」

語学・情報・会計科目については、資格取得による単位の読み替えをおこなっており、各資格についての読み替え科目を学生ハンドブックに明記している。読み替えについて、学生より申請があった場合は、教務委員会においてその可否を判定している。可の場合、当該科目の評価はNである。尚、Nの評価が与えられた場合、その学生の年次に関係なく、上位年次の科目を履修できることとしている。

3年次編入学生に対する単位の認定は、在籍していた大学もしくは短期大学の成績評価表にもとづき、本学部の科目との整合性について教務委員会で審議したのち、教授会において62単位を上限として認定している。ただし、語学・情報の科目について学習内容に不足があるときには、本学部の卒業要件単位に加えて、不足分に相当する科目の単位を取得しなければならないとしている。

以上のように、成績評価は厳正に行っている。そして、本学部に4年または8期以上在学し、かつ、必修科目および各科目分野の必要単位を取得した上で、124単位以上を取得した者が卒業要件に達している学生となる。本学部教授会において卒業認定がおこなわれ、学位が授与される。

#### ◇看護学部

各科目の評価基準、到達目標および事前事後学習内容については、シラバスに明記している。また、単位認定、進級、卒業要件及び学位についての基準や手続きを「学部規定」に定めており、「学生ハンドブック」などへの明示や、ホームページへの公開により全学生へ周知している。

##### ①単位認定について

講義・演習の成績評価については、筆記試験、レポート、実技試験により、出席状況を総合して行っている。

実習の成績評価については、実習評価基準に基づいて実習科目担当教員が行うこととし、実習内容、実習施設における実習指導者の評価及び出欠等の状況、実習記録、レポート、自己評価表、面接などにより、実習目標の到達度合に照らしながら、総合的に判断したうえで、単位の認定を行うこととしている。

##### ②進級及び卒業認定等について

平成26年度より各学年次終了時点に進級可否の認定が行われ、認定されなければ原級に留まる、いわゆる“進級制度”が一部導入されている。

また、卒業については、看護学部看護学科に4年以上在籍し、卒業に必要な単位数を修得した場合に認定される。

いずれも、講師以上の構成メンバーにより、学生個々の成績状況等を確認して審議される。会議後、留年が決定した者に対しては、学科長及び教務委員長により個別対応がなされる。

### (3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

#### 1) 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### ◇経営学部

各科目の単位認定は厳正に行っており、卒業判定も厳正に行っている。しかしながら、本学部ではルーブリック的な単位認定は組織的に導入していない。このため、各科目における単位の取得基準は学生から見て必ずしも明確なものとはなっていない可能性がある。各科目の単位認定の難易度に関しても、何らかの統一的な基準があるわけでもない。各科目の単位認定基準の明確化と各科目間の単位認定難易度の調整を検討していくことが次年度以降の課題である。

##### ◇看護学部

平成 27 年度から実習に関する履修要件の撤廃をすることとしたため、実習科目の科目登録が可能となり、学生に学習の機会を与えるようにした。それにより、特に実習科目においては、学生の単位修得状況に応じた事前学習支援を十分行うことで、安全で効果的な臨地実習にしていくことが今後の課題として挙げられる。

特別履修に関する課題としては、現行では 12 月に行っているが、特別履修の時期的な問題も生じたので、次年度以降、それまでなかった実習の再履修を同一年度に行うことを可能とする検討が必要であると考えられる。

## 基準項目 2-5. キャリアガイダンス

### (1)2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている

### (2)2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### ◇経営学部

本学部におけるキャリア教育実施の体制は、事務組織としては学長直轄組織である学生支援部の中に就職支援を行う担当を配置している。また、教員が関与する組織としては、キャリア進路委員会がある。現行のカリキュラムの中に「キャリア科目」という分野があり、その分野で 8 科目 16 単位以上取得することが卒業要件となっている。

キャリア教育に関する体制は、以下のとおりである。「キャリア科目」分野は「就業力養成科目」と「社会人スキル科目」の二つの科目群からなっている。前者も後者も 6 単位以上取得することが必要であり、「キャリア科目」全体では 16 単位以上の取得が必要とされる。「キャリア科目」の中には実践的なキャリア教育を行う科目も配置してある。インターンシップは「社会人スキル科目」に属する 2 単位科目である。平成 26 年度のインターンシップ受講学生数は延べで 51 名であった。その他に、「社会的責任と職業」という科目では、地域の経営者や卒業生を招き職業の現実について講義をしてもらい、学生の社会的・職業的自立に資するようにしている。

就職に対する相談・助言体制としては、学生支援部の就職担当のスタッフが就職希望のすべての学生との面談を実施している。さらに、企業の人事担当者などによる模擬面接も実施した。地元企業を含む東海 3 県の企業を招致した学内企業説明会も実施した。また、岐阜学就連主催の企業展に参加するためのバスツアーを企画し学生の就職活動の支援を行っている。就職担当の職員が常に学生の就職相談に乗っていることは言うまでもない。

#### ◇看護学部

##### ①国家試験対策について

- ア. 国家試験模試回数を 25 年度より 26 年 1 月に 1 回増やし、国家試験直前の状況を知る。
- イ. アドバイザーの指導が適宜実施できるようにする。
- ウ. 26 年 2 月初めに直前対策を実施し、合格率 100% に近づける。
- エ. 26 年 12 月模試結果低得点の学生を教室に集め、毎日学生自身の主体的な目標を立てさせ、自己評価させる。
- オ. 25 年度不合格者について合格に向けての支援をする。

##### ②進路対策について

- ア. 3 年次学生が主体的に学内の就職説明会に参加できるように説明会用記録用紙を作成する。
- イ. 3 年次、4 年次学生の進路希望調査用紙の修正をし、わかりやすくする。
- ウ. 就職内定者・進学者は学生支援部、アドバイザーに報告することを義務づけ、支援体制の強化を図る。

### (3)2-5 の改善・向上方策(将来計画)

#### 1) 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### ◇経営学部

学生の社会的・職業的自立に関する指導に対して、教員組織がより積極的な参画をするため、就職担当のスタッフとさらに密接に協働していくことが必要である。そうすることで、キャリア教育や就職支援に関する学生をはじめとした多方面の意見をくみ上げ、それを本学部のキャリア教育の改善に結びつけていく。

本学部の教育目的である「実践力」がどの程度まで学生の身についているかという観点から本学部のキャリア教育を見直していくことが今後の課題である。

##### ◇看護学部

#### ①国家試験対策について

1. 学生の主体的な学びを強化する。

- ・2年次の早期から学習行動目標を立てさせ、模擬試験等に臨ませる。
- ・アドバイザーの個別指導が主体的な学びにつながるように、適宜情報提供を行う。

4. 低得点者のフォローを夏休みから開始し、合格率を100%にする。

#### ②進路対策について

1. 学生支援部、教員が情報を共有し、アドバイザーが個別進路指導できる仕組みづくりを強化する。

関係者全員が学生の望む進路指導が達成できるように支援する。

4. 就職説明会参加病院については、先輩引率を依頼し、学生が安心して就職内定に臨めるようにする。

## 基準項目 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### (1)2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている

### (2)2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

◇経営学部

#### 1) 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学部の教育目的は「経営学に関する専門的知識および実践力を習得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格識見(学士力)を身につけます」である。それをさらに以下の2点によって説明している。「1. 人類の文化や社会や自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身に付けるとともに、課題を解決する能力を習得します。2. 経営学の学問体系の理解の基に、経営学分野及び隣接関連分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、組織体の運営や構造と機能に関する理解と経営の実践的能力を習得します」。の2点である。

さて、本年度実施した「学生アンケート」については、各委員会の点検としての意味と、事業計画立案の参考とするために、横の連携を取り、調査したい項目についてFD・評価委員会にて集約して実施した。

「学生アンケート」は、平成26年11月に実施し、上記の教育目的が学生に浸透しているか調査を行った。「経営学部の教育目的を知っているか」という質問には、62%の学生が「知っている」と回答した。「経営学等に関する専門的知識や実践的能力が身についたと思いますか」という質問には44%の学生が「思う」、19%の学生が「思わない」、36%の学生が「どちらとも言えない」と回答した。さらに、「学生生活等を通じて自分自身の人間的成長を実感できていますか」という質問に対しては、「実感できる」「まあ実感できる」が47%、「実感できない」「あまり実感できない」と答えた学生が31%、「何とも言えない」が22%となっており、およそ半数の者が実感できているといえる。次年度以降も「学生アンケート」で同じ質問をし、改善施策による変化を見ていきたい。

平成25年度は秋学期に行った「授業アンケート」については、平成26年度においては、春学期に実施した。アンケート項目については、平成25年度を踏襲しているが、各教科独自の設問を2つ設定できるように自由度をつくり、各教科担当教員が知りたい情報を知ることができるように配慮している。これにより、経年変化による分析が可能になっている。

#### 2) 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育内容・方法の改善へ向けての評価結果のフィードバックについては、学生の学修状況や資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査(アンケート)などの資料を基に、学部長のリーダーシップにより、各委員会に対して指示がなされ、改善を実施してきた。

平成24年度・平成25年度に実施してこなかった「学生アンケート」については、今年度から、やはりその必要性が再認識されたため、以前は各委員会で個別に作成・実施していたが、今年度はFD委員会を中心に各委員会と連携して作成し、学生の負担を少なくするように配慮したうえで実施した。これらの結果については、各委員会に対してフィードバックを行っており、次年度以降の改善計画の資料として活用される予定である。

学生へのフィードバックについては、図書館において閲覧できるように公開している。

学修指導方法等の改善へ向けての評価結果のフィードバックについては、「授業評価アンケート」の集計結果を各教員にフィードバックし、次年度の授業計画作成上の基本資料としている。また、集計結果はファイリングされ、図書館にて学生にも閲覧できるように公開されている。

#### ◇看護学部

- 1) 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2) 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学部では、教育目的及び目標の達成状況を点検・評価するために「授業アンケート」を授業最終日に行っている。「授業アンケート」に対するフィードバックコメントを教員に義務付け、教員はアンケート結果に基づいて教育の点検・評価を行い、それを教育内容・方法及び学習指導等の改善に結びつけている。全科目の授業アンケートの結果は図書館で保管をしており、公開されている。

学生評価ではなく、領域毎で授業評価を共有し、次年度の授業改善に向け検討している。また看護師国家試験の模試の成績の共有や看護師国家試験を分析し各領域で 出題傾向や授業の整合性、教育内容の見直しをそれぞれで行っている。

また、実習においては、まとめの報告を全教員で共有している。さらに、病院との評価会を設け、実習の振り返りを行っている。

### (3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2) 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### ◇経営学部

現在のところ、達成度測定のために、「学生アンケート」と「授業評価アンケート」を活用しているが、教育目的の達成を測定するという観点でいえば、まだ改善の余地があると認識している。

学生からの意見をアンケートからだけ吸い上げるのではなく、個別にインタビューによる意見収集や、学生以外の様々なステークホルダーの視点の導入など、教育目的が社会的な必要性和乖離していないかの検証も含め、今後の検討課題と考えられる。

#### ◇看護学部

授業アンケートは看護学部の教育目的を達成する上で重要な情報であるため、特定教員間だけではなく、教員全員が共有し、個別の教員の責任で授業改善が行われるシステム以外にも、看護学部の教員がお互いに授業改善の努力を共有できるようにすることが必要であると考えている。

## 基準項目 2-7. 学生サービス

### (1)2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている

### (2)2-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 1) 学生生活の安定のための支援
- 2) 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

◇経営学部

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活を支援する部署としては学生支援部がある。学生支援部は学生生活支援、教務支援、就職支援の三つを主たる業務として行っている。また、アジアを中心とした留学生の学修支援と生活支援は学生支援部の中の留学生支援課が担当し、中国語を母国語とする職員が専任職員として常駐している。

学生に対する経済的支援については、学生支援部が日本学生支援機構奨学金制度などの奨学金情報を案内し、希望者には奨学金制度について奨学金に関する業務の担当者が詳細に説明している。留学生に対する奨学金の案内も行っている。

本学部は部活動が大変活発であるが、課外活動の支援に関しては、学生支援部が中心となり、各監督・コーチと密なる連絡を行っている。また、地域連携も活発になされている。大学祭も中津川市内の公園を会場とし、近郊からの参加が多くみられた。

学内には AED を設置し、少なからぬ学生が消防署で操作研修を受けている。このような学生の課外活動に学生支援部及び学生生活委員会が積極的に関与している。

健康相談、心的支援、生活相談等については、健康診断を年 1 回実施しているほか、保健室に月に 1 回カウンセラーに来てもらっている（予約制）。以前は、週に 1 回来てもらっていたのであるが、学生の利用が少なく、現在の形になっている。保健室には常駐の看護師等は配置されていないが、学内で傷病者があった場合の対応体制は整っている。また、学生からの生活相談については学生支援部が積極的に取り組んでいる。ゼミの教員も相談に乗ることがある。

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と検討結果の活用

平成 26 年度は記名・無記名両方式の「学生アンケート」が実施された。アンケートの質問項目作りには学生生活委員会も参加し、学生の生活全般に対する質問を行った。アンケート結果は全教員に配布され、学生サービスに関する実態と意見・要望を把握できた。ただしアンケート結果が 26 年度末に出たことから、学生サービスの改善は次年度の委員会にゆだねられることになった。また、学生が無記名で自分の意見を述べることのできる「ひとこと BOX」も学生生活委員会の主導のもと設置されている。

「資料 2-7-2 学生アンケート集計結果」

◇看護学部

学生生活全般については、学生委員会を設置し、委員会所掌事項に則り本学部学生の福利厚生等に関して検討審議を行ってきた。

平成 26 年度にかけての活動は、次のとおりであった。

#### ①学生生活に関すること(学生生活に関わる指導・ガイダンスの実施)

前・後期の学期開始にあたり、全学年を対象に学年ごとにガイダンスを実施し、健康で安全かつ円滑

に勉学を進めていくうえでの諸注意および指導をおこない体系的な学生支援活動を行った。

## ②保健に関すること

学生生活における病気、けがへの応急処置や対応のために、保健室を学生が利用しやすい7号館1階に設置し、ベッドの増設をおこなった。さらに、学生支援部の利用ノートにある「保健室の使い方」を改善し、利用しやすい対応に努めサービス提供を行っている。

## ③感染予防に関すること

入学当初より、臨地実習に必要なツベルクリン反応や各種抗体価検査などの検査を実施している。さらに、抗体価が陰性の場合にはワクチンの接種を推奨・指導し、計画的に実施するなど、感染予防への対策を行っている。また、インフルエンザの流行に備えて後期の学期では、インフルエンザの予防接種を行っている。

## ④学生の安全に関すること

学生生活の安全をより確実なものとするために、図式化した連絡および報告ルートを作成し、連絡範囲を明確にして運用している。対応部署は学生支援部である。

## ⑤学生会活動の支援に関すること(看護学部学生会)

学生会の各委員会の指導および支援が円滑に行えるように、学生委員会所属の教員を担当者として配置した。学生会各委員会への支援については次のとおり

### ア. 学生自治会執行部の支援について

会長・副会長(2年生)が学生会活動や役割について十分に把握できていない状況があり(前年度からの引継ぎは、口頭での簡単な説明と系統的でない書類の受け取りであった様子)、且つ、執行部の協力体制も円滑さに欠けていたため不満を抱える学生もみられた。そのため、細やかにコンサルテーションを行った。後期に入ると次第に執行部自体で組織運営の問題点を見つけ、改善策を考えることができるようになったため、執行部の決定事項などが現実的であるかなど、オブザーバー的なサポートにシフトを行い、学生の自主活動の活発化を推進した。

- ・各委員会の会議録や資料などを保管するファイルの作成への助言
- ・特に下級生の学生に学生会各委員会への関心を高めてもらうためのポスター作製における助言
- ・26年度初めてのクリスマス会の開催(学生たちの発案、企画、実施)のサポート
- ・学生の関心を高めるための27年度ガイダンス時における学生会の活動紹介の構築(パワーポイントによるプレゼンテーション、動画の活用など)の助言

### イ. 学生生活委員会の支援について

「学生生活に関するアンケート調査(平成24年度)」の結果より、学生の禁煙に関する要望を受け、学生生活委員会の以下の活動を支援した。

学生生活委員の人員確保のため、学生会執行部により呼びかけを行なっていたが、後期になっても確保ができず、執行部が兼務した。そこで、学生生活委員会の活動をすすめるにあたり、執行部の学生が学生会会則の内容や、昨年度の学生生活委員の活動について指導・助言を行った。

学生の健康の保持・増進のため、タバコの害を防止する積極的な取り組みの一環として、タバコのポイ捨ての調査の実施を行った。活動計画立案からポスター作成や調査における安全の確保に関して、指導・助言を行って実施した。

### ウ. 学生ボランティア委員会の支援について

学生が主体的にボランティア活動を行うことができるよう指導・助言を行っている。学生が行っているエコキャップの回収活動では、定期的な回収場所からの回収と、エコキャップ収集を啓蒙するためのポスターの作成により、エコキャップ7138個を収集した。

また、学生支援部を通じて、地域の施設からきたボランティア活動の募集をおこない、セラトピア

土岐にて行われた第40回健康を守る市民の集いに参加し、大腸がんに関する知識を深めるブースを担当するなどを実施した。

エ. 課外活動委員会の支援について

課外活動（(同好会)費の予算、学生会総会にての承認による「瑞浪キャンパス同好会費」の活用への支援・助言を行った。そのため、「瑞浪キャンパス同好会 活動要領」「同好会費使用方法について」「瑞浪キャンパス同好会費配分についての内規」を作成し、活用を図った。（様式1～6、様式8～11、および体育実技室使用上の注意）

オ. 学生行事实行委員会の支援について

前年度の学生アンケートを分析し、学生の意見を多く取り入れて、新入生歓迎行事を企画、運営できるように指導助言を行った。他にもクリスマス会など学生が主体的に行いたい企画が実施できるよう指導・助言をおこなった。

カ. 大学祭実行委員会の支援について

学生が主体的に大学祭を行うことができるよう指導・助言を行っている。短期大学部との共同企画について学生アンケートを行い、運営の参加者を集うことで、学生交流の場としての活用を図った。また、地域交流のために、チラシの配布、ポスターでの啓発活動を行い、当日参加企画を計画し実施することで交流を図り、学部学生は「まちの保健室」を通して、学んだ事の発表する場ともなった。

キ. 学習向上委員会の支援について

学生の意見に基づき、前期に学生の学習向上への支援として学生委員会が仲介して図書販売書店と学生の要望を調整して3・4年生の看護師・保健師国家試験対策の図書購入をおこない実施した。学生の要望は、(1)図書購入の補助は、3年生2,000円、4年生3,000円。(2)希望は、購入時に補助額以上の分を支払う方法が良い。(3)販売日程を、7/3、7/10、では間に合わないので、7/17も販売してほしい。(4)国家試験対策関連書籍を多く展示してほしい。(5)学生への周知は学生委員会の学習向上委員が行う。さらに、実習期間を避け、実習の前と後に設定して欲しいという追加の要望に対応し、7/22以降に1日図書販売日を設定した。

後期においては、学生の要望に基づき看護学部全学年の交流および学習への取り組みにおける情報交換を目的に「交流会」を開催した。アンケートをしたところ、開催時期、開催時間、飲食物の満足度、学習の向上に役立つ交流だったという結果であった。自由記入欄では、実習の事前準備について聞いて良かった。実習に対する不安・心配が減った。実習・就職・国試などいつもは聞けないことがたくさん聞いて良かった。装飾が良かった。ホワイトボードに会話の内容を書いたのでフィードバックできた。頑張ろうと思った。またお願いします。1年生2年生とも話せるともっと学部のためになると思う。という意見が寄せられた。学生の学びも多いことから今後も継続することが望まれる。

さらに、学生の要望により日本看護学会への参加に対する支援を行った。参加した学生のアンケート結果からは、「自分が今行っている卒業研究と比較しながら参加することで、足りない所、自分だったらこうしてみたいというアイデアが持てた。更には、将来的にどういうことをするのか見通しが持てたのでよかった(4年)」や「学生として参加することで看護の奥深さについて実感し、日々の学習を積み重ねる必要があると思った(2年)」など学生からの評価も高かった。

ク. 4年生卒業関連について

卒業記念品、卒業アルバム、卒業パーティなど、前年度の実施状況について卒業生が作成したファイルを基にアンケートを実施した。アンケートより集約できた希望を取り入れて、学生が主体的に企画・運営できるよう指導・助言をおこなった。

### (3)2-7 の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 学生生活の安定のための支援
- 2) 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### ◇経営学部

平成 26 年度は学生支援部が学長直轄組織であったため、スタッフから関係委員会の教員に情報は伝達されてきたが、教員が案件に必ず関わるという運営体制ではなかった。よって、学生生活委員会にうまく情報が共有されない案件が少なくなかった。今後は全ての事項・案件に教員がかかわり、小規模大学の特性を教職員一同が活かすよう活動することが、学生サービスの向上に繋がると考えられる。

まずは平成 27 年度の学生生活委員会が「学生アンケート」の当該部分の結果の分析を行い、学生サービスの向上方策を企画していく。

#### ◇看護学部

学生のニーズにあわせた学生生活への支援が求められるが、学生の大学への期待や求めるものの多様化に伴い、学生の主体性をどこまで認めるかが今後の課題である。

大学祭や新入生歓迎会でみられた学生の主体性や積極性の不足に関して、学生委員会としてどのように関わるべきかが、常に学生委員会所属教員から問題として挙げられる。学部新設後の年数が浅く学生自身が経験不足であること、ノウハウの蓄積がないこと、また臨地実習等のスケジュールから学生がその他の活動に充てることのできる時間が多くないことなどが主体的・積極的な自治会活動を阻む理由として考えられるが、学生の主体性や積極性を育む教育は、学生委員会だけではなく本学部全体で担うべき課題である。今後さまざまな領域が連携して、授業や演習において機会あるごとに学生の主体性を育んでいくことが求められる。

## 基準項目 2-8. 教員の配置・職能開発等

### (1)2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている

### (2)2-8 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2) 教員の採用・昇任等、教員評価、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 3) 教養教育実施のための体制の整備

◇経営学部

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学部の教員数は教授 15 名、准教授 7 名、専任講師と助教が各 1 名の合計 24 名であり、大学設置基準を満たしている。また、教授要件も満たしている。非常勤講師依存率は約 30%である。

教員の年齢構成は 60 歳以上が 10 名（そのうち 7 名が 70 歳以上）、50 歳代が 4 名、40 歳代が 7 名、39 歳以下が 3 名という構成である。70 歳以上の教員数が多いのは、他大学を定年後本学に再就職した特任教授が多いからである。

カリキュラムの基幹部分にあたる専門科目に関しては、「経済学」「経営学」「会計学」が必修になっており、それぞれ本学部の専任教員が担当している。また、ゼミ科目においても専任教員担当率が高く（3 年次と 4 年次は 100%）、これらの科目を専任教員が担当することで、本学部の教育目的実現に資するようにしている。

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用・昇任については、「中京学院大学教育職員任用規程」と「中京学院大学教員資格審査会規程」によって規定されている。教員採用は「中京学院大学教育職員任用規程」第 5 条にしたがって実施されている。それによると、採用の手続きは以下の 7 段階による。1. 学長、学部長および学科長との協議 2. 公募または各学部教授会による推薦協議 3. 学部長、学科長および人事部長等による書類審査、面接 4. 中京学院大学教員資格審査会規程による職位判定 5. 常任理事会による承認 6. 理事会および各学部教授会への報告 7. 理事長名による辞令交付。

昇任に関しては、以下の手続きによる。1. 学長、学部長および学科長との協議又は各学部教授会による推薦協議 2. 中京学院大学教員資格審査会規程による職位判定 3. 常任理事会による承認 4. 理事会および各学部教授会への報告 5. 理事長名による辞令交付。

教員評価については、教育・研究・地域貢献・校務という四つの視点から、各教員がそれぞれの「自己点検報告書」を年度末に提出することになっている。教育上の工夫や著書・論文執筆、社会活動や学内役職・委員会活動などが評価項目である。この教員の「自己点検報告書」は Web 上で学内には公開されている。

FD 活動については、教員による授業公開を毎年実施している。また、授業改善アンケートも実施している。これは、毎年度、春学期または秋学期のいずれかで実施されているもので、平成 26 年度は春学期に実施された。春学期に開講されたゼミを除くすべての科目が対象であった。アンケート結果は事務的に処理された後、各教員に知らされ、教員はそれに基づき授業改善案を書くことになっている。また、アンケート結果および授業改善案は図書館や Web 上で学生に公開されている。

上記の自己点検や FD 活動の結果をどう生かすかは教員個人の自己判断に委ねられている。これらの結果による教員評価はこれを行っていない。

さらに、学生に FD 活動に参加してもらうため、平成 26 年度に学生 FD サポーターを組織した。組織したのが平成 27 年の 2 月であったので、実際には、まだ活動してはいない。また、平成 26 年 11 月に「学生アンケート」を実施した。このアンケートの質問事項の中には FD や授業評価にかかわるものもあった。アンケート結果はすべての教職員に配信された。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学部のいわゆる教養科目の卒業要件単位数は 42 単位である。教養科目群は「日本語表現科目」「情報科目」「外国語」「人間の探求」「社会の探求」の五つの分野からなる。

本学部の教養教育の柱となっているのは、基礎学力向上プログラムにかかわる科目群である。このプログラムの教材は本学部の専任教員が、学生の学修達成状況に合わせて、独自に作成したものである。教養教育の担当教員は本学部の基礎教育として何が必要かを英語・情報・日本語・経営経済の分野ごとに議論したうえで、適切な教材を作成している。また、各分野間にはある程度の内容上の連携が認められるように教材を作っている。このプログラムによる授業は、教材に従って統一的に実施されており、また成績評価基準も統一されている。

#### ◇看護学部

##### ①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

- ア. 教授 8 人、准教授 7 人、講師 4 人、助教 6 人で計 25 人であり、助手 6 人である。これは教育目的及び教育課程に即して運営できるギリギリの線を満たしているが、各専門領域の教育研究活動の責任者としての教授が 1 人不足しており、また教育活動の中心となる講師が 9 領域に対して 4 人しか確保されていないのが職位的には問題である。
- イ. 配置としては、専門基礎領域に教授 1 人、基礎看護学に教授 2 人・講師 2 人・助教 2 人、成人看護学に教授 1 人・准教授 2 人、老年看護学に教授 1 人・准教授 1 人・助教 1 人、精神看護学に准教授 1 人・助教 1 人、小児看護学に准教授 1 人・助教 1 人、母性看護学に准教授 1 人・講師 1 人、在宅看護学に教授 1 人・准教授 1 人・助教 1 人、公衆衛生看護学に教授 1 人・講師 1 人であり、統合看護学は学部長兼任で教授 1 人である。
- ウ. 助手は基本的に領域を超えて実習を担当するが、講義および技術演習の補助のため、基礎看護学に 1 人、成人看護学に 2 人、精神・小児・母性看護学に各々 1 人配置している。
- エ. 実習施設が多数で遠方に及ぶため、専門領域以外の教員を動員して対処しているが、教員にとっては大きなストレスとなっており、非常勤の臨地実習指導教員を後期から 2 人確保するなどしてカバーしている。
- オ. 教育目的及び教育課程に即した教員を確保・配置していても、退職後に同職位・同専門分野の後任を確保することは極めて困難な現状である。

##### ②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDをはじめとする資質・能力向上への取り組み

- ア. 教員の採用に関しては、文科省の審査基準に準じて担当可能な科目および職位を吟味し、学部審査、大学・学園審査を経て選考・決定している。

昇任に関しても、毎年更新提出している業績書を基に、職位における文科省の審査基準に準じると共に、公開講義を聴講後の他教員の評価、学生による授業評価、委員会活動の状況を加味して選考し、採用と同様の審査を経て選考・決定している。

4. 研修及び資質・能力向上への取り組みは、組織的には FD 研修を年に 2 回実施する計画であるが、この 2 年間は 1 回しか実施できていない。また初めて大学教員になった者に対しては「大学新任教員のための研修会」に公費で派遣しており、早期に大学教員としての資質を身につけるようにしている。

個々の教員へは週 1 日の研究日及び学生が夏季休暇の時期に約 1 か月の自宅研修日を保障することによって、能力向上への取り組みを推進しており、教員はそれぞれの専門教育分野や関心の高い研究分野について、研修に参加したり研究や学会発表等を盛んに行っている。

### (3)2-8 の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2) 教員の採用・昇任等、教員評価、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 3) 教養教育実施のための体制の整備

#### ◇経営学部

教員の任用・昇任は規定に従って進められるが、平成 26 年度においては、他大学を定年後に採用された特任教授が多かったため、年齢的なアンバランスが目立っていた。適切な教員採用を行うことで、バランスの取れた教員年齢構成にしなければならない。

FD 活動については、授業アンケートや授業公開等は毎年実施されている。次年度以降は、それらの効果を高めるためにも、今年度末に結成された学生 FD サポーターをも巻き込みつつ、さらなる改善を実施する。

教養教育の実施体制に関しては、それを担当する委員会等が明確な形では存在していないことが要改善点である。看護学部と協働しつつ、教養教育に関する委員会のような組織を作ることが今後の課題となる。

#### ◇看護学部

- ①教育目的及び教育課程に即する教員の総数及び適正配置が可能な教員の確保を安定的に行うために、広く学部の知名度を高めると共に求人方法をシステム化する。また専門領域の教育研究活動に専念できるよう、可能な限り近隣の実習施設を開拓するとともに、臨地実習指導教員等の非常勤教員を引き続き確保し教育環境を整備する。
- ②資質・能力向上への組織的な取り組みを充実させ、教養教育実施のための体制を整備する。

## 基準項目 2-9. 教育環境の整備

### (1)2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている

### (2)2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

◇経営学部

1) 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学部の収容定員は、640 人(入学定員 150 人、3 年次編入学定員 20 人)である。

大学設置基準において定める校地の基準面積は、学生一人当たり 10 m<sup>2</sup>となっているところ本中津川キャンパスの校地面積は、約 52,202 m<sup>2</sup>であり基準を十分満たしている。

運動場は、キャンパス内にあり、6,722 m<sup>2</sup>を有している。

校舎面積については、8,837.4 m<sup>2</sup>あり、基準面積が大学(看護学部を含む)として 8,362.2 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準を十分満たしている。

教室等については、収容人数 200 人程度の教室 2 室とそれ以下の教室 18 教室、コンピュータ演習室 3 室、演習室 10 室、自習室 2 室(コンピュータ自習室 1 室を含む)を備えている。また、これらのほかにグループ学習室 2 室があり、内 1 室については、学生同士がディスカッションをお互いに行えるような環境を整備している。

なお、教室環境としては、全教室において PC 等による資料提示ができるようになっている。

情報管理については、安達学園情報施設部において学内外のネットワークの維持管理などを一元管理している。

また、コンピュータ等の IT 施設に関しては、図書メディアセンター特別教室館、図書館及び 2 号館に設置されており、特別教室館にはコンピュータ演習室 3 室とメディアオアシス(コンピュータ自習室) 1 室がある。それぞれ、第 1 コンピュータ演習室 33 台、第 2 コンピュータ演習室 69 台、第 3 コンピュータ演習室 41 台、メディアオアシス 17 台、図書館 13 台、2 号館 232 教室 35 台、計 208 台のコンピュータが設置され、授業はもちろん、授業が無い場合には学生が自由に利用できるような環境が整えられ、自習や資格取得に利用されている。第 3 コンピュータ演習室については、情報科目のみではなく、語学又は会計科目の授業にも利用されている。更にキャンパス内全館で無線 LAN が配備され、申請により Wifi 通信も利用可能であり、情報機器の活用環境は整っているといえる。

中京学院大学中津川図書メディアセンターを主として運営するのは「中津川図書メディアセンター会議」である。この「中津川図書メディアセンター会議」の下部組織として、以下の三つの組織があり、当施設はこれら四者の協働によって運営・管理されている。情報関係担当の「ICT 委員会」と図書館担当の「図書・出版・研究倫理委員会」、および事務的に運営・管理を促進する「図書メディアセンター事務室」の三組織である。同事務室には 2 名のスタッフが常駐している。

図書館は総面積 1237m<sup>2</sup>、閲覧スペースの面積 670m<sup>2</sup>の施設であり、平成 27 年 3 月 31 日現在、102,693 冊の図書を所蔵している。平成 26 年度の年間利用者数は 16,123 名であったが、これは前年度をやや上回る水準である。若者の「本離れ」が指摘される時勢にあって利用者数を保つことができたのは、当施設内に就職支援担当職員及び資格取得支援担当職員を配置し、就職及び資格取得に必要な資料を手近に完備したこと、さらに、当施設内にレディースコーナーを設置したこと、また、「学生図書委員会」を組織して学生による購入図書のリクエストを促進したこと等による。これらの適切な整備と運営に

よって当施設は学生にとって、より親しみやすい空間となりつつあると言える。特に、平成 26 年度秋学期に、FD・評価委員会が全学部学生を対象にアンケートを実施した際に、学生の当施設に対する意識等を問うたことは有益であった。アンケート結果を基に、迅速に防虫対策、トイレ排水口修理等の設備改善を行うと同時に、利用方法や蔵書についての学生の質問、意見等に対し、ポスター、電話等により直接、丁寧に応答することによって、利用者目線に立った施設整備を進めることができた。と同時に、学生であっても当施設の運営にコミットできるというメッセージを発信することができた。平成 26 年度末には、翌年度に 1 階のラーニングコモンズを充実させるべく什器を購入した。

体育施設については、体育館 1,102.5 m<sup>2</sup>、第 3 体育館 319.5 m<sup>2</sup>、ゴルフ練習場 163.06 m<sup>2</sup>があり、クラブ活動や行事に利用されている。

障がい者に対する対応としては、一部に手すりやスロープ、車いす利用者が利用できる便所を設置しているが、全建物にわたっての障がい者用支援対策は整備されていない。

学内施設の耐震性については、耐震診断の結果基準値に満たなかった建物に対して、平成 24 年度に耐震改修工事を行い、旧建築基準の建物について耐震基準を満たし、建物の安全性を確保した。

学生寮については、遠方から入学する学生のために大学敷地内に 1 棟と敷地外に 1 棟(賃貸)を設置している。共に男子専用であり、入居可能者数は相部屋 22 名、個室 30 名となっている。

平成 26 年度から、FD・評価委員会が中心となって進めている学生アンケートにおいて、施設設備に関する学生からの意見収集を行っているが、その意見をどのように施設計画に反映していくかについての体制整備までされていない。

安達学園において「固定資産及び物品管理規程」「防火及び防災管理規程」「情報管理規程」「情報セキュリティ規程」を整備おり、本学部においても各規程に基づき対策を講じている。

固定資産及び物品（消耗品）についての維持管理は、固定資産及び物品管理規程に基づいて管理責任者、調達方法、管理業務等を定めてあり、それぞれ固定資産台帳管理をしている。固定資産については、年 1 回の現品棚卸しを実施し、現物確認も行っている。

火災防止対策については、安達学園の定める「防火及び防災管理規程」の規定に基づき、各建物の防火管理者を定め、消防計画を定めるとともに定期的に消防用設備の点検、更新を行っている。

表 2-9-1 中津川キャンパス内の施設概要

建物名	延べ床面積	主要施設等
1 号館	1,499.52 m <sup>2</sup>	教室棟
2 号館	1,138.25 m <sup>2</sup>	教室棟 3 階（一部）-留学生支援課事務室
3 号館	393.90 m <sup>2</sup>	課外活動施設
4 号館	330.41 m <sup>2</sup>	1 階-入試広報部事務室、2 階-会議室
5 号館 (クラブハウス)	243.00 m <sup>2</sup>	クラブハウス、トレーニング室
6 号館	1,165.50 m <sup>2</sup>	1 階-学生支援部事務室 2 階-学長室、学部長室、会議室、非常勤講師控室、教育研究支援室、総務部事務室 3 階-教室（視聴覚教室）

建物名	延べ床面積	主要施設等
特別教室館	1217.68 m <sup>2</sup>	1 階-コンピュータ演習室、メディアオアシス（コンピュータ自習室）、メディアセンター事務室 2 階-コンピュータ演習室 3 階-教室（視聴覚教室）
図書館	1,236.88 m <sup>2</sup>	1 階-学習コーナー、レディスコーナー、グローバルコーナー 2 階-閲覧室
第一研究室棟	618.60 m <sup>2</sup>	個人研究室
第二研究室棟	618.60 m <sup>2</sup>	個人研究室
演習室棟	617.80 m <sup>2</sup>	1 階-自習室、グループ学習室 2 階、3 階-演習室
体育館	1,102.50 m <sup>2</sup>	体育館
第3体育館	319.50 m <sup>2</sup>	課外活動施設
ゴルフ練習場	163.06 m <sup>2</sup>	課外活動施設
グリーンハウス	634.60 m <sup>2</sup>	1 階-食堂、2 階-物品販売コーナー、レストルーム（学生控室）
さつき寮	617.80 m <sup>2</sup>	男子学生寮
計	11,917.60 m <sup>2</sup>	

## 2) 授業を行う学生数の適切な管理

経営学部 of 1 学年の定員は 150 人であるため、必修科目を除き、もともと少人数での授業がおこなわれている。経営学や経済学といった必修科目を除けば、講義科目は多くても 100 名前後の受講者数である。ゼミ科目では、まさに少人数教育が実行されている。本学部の特徴的な教育として力を入れている基礎学力向上プログラム科目の受講者数は 30 名前後である。

## ◇看護学部

### 1) 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### ①瑞浪キャンパスについて

本学部の収容定員は、320 人(入学定員 80 人)である。

大学設置基準において定める校地の基準面積は、学生一人当たり 10 m<sup>2</sup>となっているところ本瑞浪キャンパスの校地面積は、21,978 m<sup>2</sup>であり基準を十分満たしている。ただし、校地は併設の中京短期大学部と共用としている。

運動場は、瑞浪キャンパスから 3 km ほど離れた場所に 40,489 平方メートルを有している。

キャンパスからは離れた場所にあるが、現在の本学教育課程において屋外運動場を使用する授業科目はなく、また、キャンパス内に体育実技室を設置しており、教育研究上支障はない。

校舎面積については、専用校舎面積 1,989 m<sup>2</sup>、共有校舎面積 7,330 m<sup>2</sup>と瑞浪キャンパスだけで 9,319 m<sup>2</sup>の校舎を有しており、基準面積が大学(経営学部含む)として 8,362.2 m<sup>2</sup>であり、校舎についても大学設置基準を十分満たしている。

教室等については、普通教室は看護学部専用教室を大教室 1 室、普通教室 2 室及び専用実習室を備え、これに中京短期大学部と共用の教室を合わせると講義室 17 教室、演習室を 11 室、実験室 1 室、コンピ

ュータ演習室1室、看護実習室3室を完備している。

普通教室では、電子黒板(ホワイトボード)一体型の単焦点プロジェクタを常設した教室が4室あり、常設していない教室では移動式のプロジェクタ7台にて対応している。また、講義用ノート型PC7台を貸出し用として使用している。

図書館は、瑞浪図書メディアセンターとして中京短期大学部との共用で面積576.78㎡に1階68席、2階98席の図書閲覧室を整備している。平成26年度末の蔵書数は和書54,698冊、洋書3,498冊、学術雑誌25種、AV資料79タイトル、を所蔵している。また、2階には平成26年度にPC32台増設し、PC48台を設置し情報検索室としても利用している。

障がい者に対する対応としては、一部に手すりやスロープを設置しているが、全建物にわたっての障害者用支援対策は整備されていない。

安達学園において「固定資産及び物品管理規程」「防火及び防災管理規程」「情報管理規程」「情報セキュリティ規程」を整備おり、本学部においても各規程に基づき対策を講じている。

固定資産及び物品(消耗品)についての維持管理は、固定資産及び物品管理規程に基づいて管理責任者、調達方法、管理業務等を定めてあり、それぞれ固定資産台帳管理をしている。固定資産については、年1回の現品棚卸しを実施し、現物確認も行っている。

火災防止対策については、安達学園の定める「防火及び防災管理規程」の規定に基づき、各建物の防火管理者を定め、消防計画を定めるとともに定期的に消防用設備の点検、更新を行っている。

また、瑞浪キャンパス全体で年1回避難訓練を実施している。

表 2-9-2 教育研究施設概要

建物名	延べ床面積		主要施設等
	看護学部専用	共用	
1号館	0㎡	139.47㎡	2階-会議室(教授会会場) (1階学園本部部分除外:154.49㎡)
2号館	544.94㎡	39.21㎡	2階-第2看護学実習室 3階第1看護実習室
3号館	30.8㎡	555.45㎡	1階-食堂 2階-情報検索室、学生支援部事務局、看護教員更衣室
4号館	0㎡	48.65㎡	短期大学部教員研究室棟、非常勤教員控室
5号館	140.85㎡	979.79㎡	1階-学長室、学部長室、第1調理実習室 2階-事務局、基礎科学実験室 3階-助手室、女子更衣室
6号館	0㎡	392.6㎡	学生ホール
7号館	551.76㎡	3,206.46㎡	1階-図書メディアセンター閲覧室、コンピュータ演習室 普通教室、第3調理実習室 2階-図書メディアセンター情報検索室 普通教室4室(内2室看護学部専用)、演習室 3階-看護学部専用大教室、教養普通、演習室 4階-教養大教室、演習室
8号館	0㎡	614.32㎡	中京短期大学部音楽関係教育棟 2階-共用大教室
9号館	0㎡	395.2㎡	体育実技室
10号館	0㎡	252.3㎡	美術工作室
12号館	721.11㎡	0㎡	看護学部教員研究室棟
14号館	0㎡	706.48㎡	男子学生寮
計	1,989.46㎡	7,329.93㎡	校舎面積合計9,319.39㎡

主な施設の特徴は次のとおり

表 2-9-3 主な施設の特徴

施設名	㎡数	主な特徴
看護実習室 第1看護実習室 第2看護実習室 第3看護実習室	208.3 ㎡ 162.38 ㎡ 137.44 ㎡	本学部の看護実習室は3室あり2号館の2階に成人、老年、在宅、公衆衛生、精神看護学の5領域の実習を行う第2看護実習室、3階に基礎看護学実習を行う第1看護実習室を設置している。さらに7号館2階に母性、小児領域の実習を行う第3看護実習室を設置している。 それぞれの実習室には、領域ごとの実習で必要となる実習用機器備品を多数完備し、学生の実習授業をハード面で支援している。
図書メディアセンター 1階(書庫含む) 2階	371.71 ㎡ 191.98 ㎡	図書メディアセンターは、1階が閲覧スペース、2階が情報検索室と閲覧スペースとなっており、看護学部の平成26年度末の蔵書状況は次のとおり。 和書8,887冊、洋書1,83冊、雑誌タイトル数57 情報検索室には、情報検索用コンピュータ50台を設置しており、これに3号館にある情報検索室のもの10台を加えると60台となる、短期大学部を含めた収容定員から見ると約10人に1台の設置台数となる。また、学内には申請によりWifi通信も利用可能であり、情報機器の活用環境は整っているとと言える。図書メディアセンターの開館は平日のみで9時から18時としているが、看護学部の実習期間中は、閉館時間を19時にするなど、看護学部学生の学習支援に協力している。
学生ホール(6号館)	392.6 ㎡	平成25年度から学生が授業の無い余暇時間を過ごす空間として、学生ホールを設置した。 この学生ホールでは、空き時間の自習や昼時となると昼食をとる学生を多く見かける。ただし、学生数が短期大学部を含めて600名を超える現在では時間帯により稼働率が高く、空間不足の感がある。 平成27年度からは、ホール内に売店を設置するよう準備を進めている。
学生寮 14号館 女子学生会館(賃貸)	706.48 ㎡ 2,247.85 ㎡	遠方から入学する学生のために学生寮を大学敷地内に1棟(男子専用)と敷地外に1棟(賃貸：女子専用)を設置している。 入居可能者数は男子寮が50名(相部屋)、女子寮が102名(個室)となっている。

## 2) 授業を行う学生数の適切な管理

本学部では、学部専用講義室として160人収容の大教室1室、55人程度収容の教室2室を完備している。そのほかにも看護実習室や演習科目など少人数制の科目については演習室を利用するなど、教育内容に見合った学生数の管理を行っている。

## (3)2-9の改善・向上方策(将来計画)

### 1) 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### ◇経営学部

現在、学部としての教育目的を達成するための中長期的な施設計画がなく、緊急性の高い改修、大規模修繕を計画的に実施している。教育目的の達成のために必要な環境整備を行わなければならないこと、学生からの意見のくみ上げをするための仕組み、体制の整備を行わなければならない。

バリアフリー対策に関しては、不十分な点を少しでも解消するため学生アンケートを基に改善を図りたい。

中津川キャンパスにおいては、平成26年度に避難訓練が実施されなかったため、平成27年度以降に実施するよう計画する。

図書館については、予定している1階ラーニングコモンズを一層魅力のある空間にするための努力をしなければならない。特に、職員のみならず教員の当施設への参画を促すような組織や計画が必要である。また、図書選定の方法を見直すことにより、蔵書の偏りを是正することが重要である。さらに、当施設には、図書メディアセンター会議、中津川図書メディアセンター会議、経営学部図書委員会、中津川図書メディアセンター事務室等、複数の組織が関わっており、これらの組織の指揮系統、権限、業務分担が、規程上も事実上も十分明確でないのが現状であり、改善に向けて何らかの方策を講じる

ことが今後の課題である。

#### ◇看護学部

校地及び校舎については、設置基準に定められた基準を満たしており、また、耐震工事も完了しており現在のところ増改築の計画はない。

図書館の蔵書については、毎年看護学部の図書予算が組まれ計画的に書籍の購入を行い蔵書数は毎年増加している。今後は、中京短期大学部においてこれまで購入してきた古い書籍の整理と看護学部の更なる専門書籍の充実であるので、図書メディアセンター長と協議の上、計画的な購入を行う。

現在看護実習室 3 室で使用している実習用機器備品類は、開設当初の平成 22 年度に購入したものがほとんどである。実習用機器備品は高額なものが多く、今後買い替えや修繕を視野に入れた計画的な予算立てが必要となるためこれに備えたい。現在使用している実習用の機器備品類の管理は、各領域の教員が中心となって行っており、適切に管理されている。また、学園規程集「固定資産及び物品管理規程」に従い、毎年 2 月に一斉棚卸を行っており、固定資産に上っている機器備品類の管理は徹底されている。

固定資産に上らない物品の管理については、同規程に基づき物品台帳を整備し管理を行わなければならないが、現在充分ではないため、規程に従い台帳を整備し管理の徹底を図る。

#### 2) 授業を行う学生数の適切な管理

##### ◇経営学部

本学部はまさに少人数教育を実現しているといつてよい状態であり、学生と教職員との間も親密である。今後もこのような少人数教育を実施することを継続していく。

##### ◇看護学部

学生確保数と留年者との関係で 80 名を超える講義があることも事実である。やはり課題としては、学生にとって効果的な学習環境を整備するためにも、適切な管理が可能な教室・演習室などの物理的環境を整えることを今後検討する必要がある。

### 【基準 2 の自己評価】

##### ◇経営学部

学生の受け入れはアドミッションポリシーに従って実施されている。教育課程や教授法に関しても、教育課程は本学部の教育目的におおむねしたがった編成がなされている。教授法に関しても、改善が試みられている。学修や授業の支援についても、しかるべき支援体制が整っている。単位認定や卒業認定は厳格に行われている。学生への就職支援やキャリア教育に関しては、ていねいな就職指導がなされ、キャリア教育科目も充実している。教育目的の達成状況の評価とそのフィードバックについても、本学部の教育目的の達成状況はおおむね評価され、学習支援等にもフィードバックされている。学生サービスは適切に行われ、学生の声を聴く体制にもなっている。教員の任用と昇任は本学の規定に従って厳正に行われている。授業公開や授業アンケートなどの FD 活動も実施されている。教育環境もおおむね整備されている。

今後の改善ポイントとしては、学部の教育目的そのものは存在している、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーが規定されていないので、その整備を行うことである。また、教育目的の存在と意義を常に自覚し、その達成に向けて PDCA サイクルを回していくことである。

## ◇看護学部

### (1) 基準項目 2-1. 学生の受け入れ

明示しているアドミッションポリシーは④以外は心構え的のものであり、敬遠されやすい内容ではないと考えるが、18歳人口の減少を視野においても年々受験者が減少しており、原因の解明や周知方法を検討する必要がある。

受験者数が一挙に前年の半分に減少するというのは尋常ではないため、その主な理由を究明する必要がある。

受け入れ数自体は問題ない。

### (2) 基準項目 2-2. 教育課程及び教授方法

#### 1) 教育の内容

本学部の教育は、看護に関する基礎的な知識と基本的な技術・態度を習得し、卒業直後から指導助言のもとに看護を実践できる能力と将来さらなる知識や技術を自ら学習していく基盤を兼ね備えるとともに、看護職者に求められる幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性を身に付けた職業人の育成を目指すという教育目的・目標から編成されており、大学設置基準に適合していると考えられる。

看護に関する基礎的な知識の理解を助けるために、生物を学習していない学生には「生命科学」、物理を学習していない学生には「人間生活工学」を選択するよう指導する等、入学時に内容的な履修指導を行っていることは長所の一つと考えられる。

選択科目の履修状況は、履修者数5名以上の開講という履修制限を設けているが、現時点において未開講科目はない。また、選択科目は初回の講義を希望者が受講し、その後自由に選択できるようにすることを徹底することで、選択科目の偏りをできる限り防止できており、選択科目の全てが開講されたという点では、社会的変化や学生の資質・ニーズに対応するためのカリキュラムが検討された結果を反映したものと評価することができる。

基本教育科目については、非常勤講師に依存している状況もあり、科目間の調整等について今後引き続き取り組む必要があると考えられる。

基本教育科目の「スポーツ科学と身体活動」については、体育館の収容人数の関係上、履修定員に制限を設けている。配当年次は1・2年であるため、受講希望者はいずれかの学年で履修は概ね可能となっている。養護教諭2種免許取得にかかわる科目でもあるため、取得希望の学生すべてが履修できるように、特別開講の時間を設定するなど、必要な対策を講じていることは評価できると考えられる。

各科目の授業内容についてはシラバスを参照することで把握ができるが、専門基礎科目と専門教育科目においてや、専門教育科目間での学習内容の調整などが十分に検討されておらず、各領域で講義が進められている現状がある。本学部の教育の目的・目標を達成できるよう、今後マトリックスの作成、看護技術における卒業時の技術の到達度目標の作成などが必要であると考えられる。

#### 2) 教育方法

##### ①履修指導

各学年に対しては、毎学期始めに「学生ハンドブック」に基づき、履修計画に必要なガイダンスを実施しているほか、アカデミックアドバイザーによる相談も随時行っており、きめ細やかで丁寧な履修指導の体制の土台はできていると考えられる。また、科目担当の教員や助手なども学生の相談・指導にあたるなど、きめ細やかな対応はできていると考える。しかし、一部の学生は指導の徹底が困難な状況もあり、引き続き今後の課題といえる。

##### ②時間割編成

時間割作成においては、学生の選択の幅が増えるように、選択科目の重複がないように工夫している点は評価できると考える。しかし、教員の希望により曜日によって偏りが生じていることや、一部の講義科目や演習科目では2クラスに分けて授業を構成する都合でも偏りが生じていることなどがある。ま

た、教室設備の問題もあって時間割が編成しづらい現状もあるため、今後の検討課題と考える。

体育については、体育館の収容人数の関係で履修者人数を制限していたが、平成26年度は養護教諭課程を希望する学生に配慮し、履修登録者数が多くても希望者は全員受講ができるように、学習効果を考え、2回開講するなどの対策をとった点については評価できると考える。

### ③授業

授業形態は、目的に応じて、講義、演習、実習の形態がとられており、妥当であると考えられる。また、授業内容、評価項目・基準がすべてのシラバスに明記されており、学生はもちろんのこと他教員も確認することができるという意味からも適切であると考えられる。

講義科目の多くは、80～100名程度を一斉対象とし授業を実施しているが、形態機能学Ⅰ・Ⅱなど科目によっては、2クラスに分けて開講している。しかし、「専門基礎科目」、「専門教育科目」においては、十分な理解が得られていない学生も見受けられる。専門的知識を確実に習得できるようにするためには、学生個々に対するきめ細やかな指導が必要であり、その観点から考えると、80名を対象とした一斉講義という形態は教育効果を十分にあげにくい可能性が懸念される。さらに、2クラスに分けた授業形態であっても、専門的内容のものについては学生によっては理解が困難な状況も見受けられるため、さらに小人数制やオフィスアワーの活用などを検討していく必要がある。

専門教育科目において、外部講師に一部依頼をしたり、成人看護学領域の演習では消防署の参加などを促す協働をとりいれている点については、臨床側に学生の学内での現状をふまえてもらい、最先端の現状を伝えてもらうことは学生にとって効果的な学習内容になっていると評価できる。

### ④臨地実習

看護学実習に関しては、1年次より設定している科目もあり、早期に実習を経験することにより、いろいろな看護現場および様々な対象のイメージがとらえやすくなり、以降に開講する学習へのレディネス形成などに良好な影響を及ぼしている点において高く評価できる。さらに、これらの科目により、「1年次に保健・医療・福祉における看護の場と対象について学ばせる」との意図が、学生個々の学習内容に反映され、実習評価に現れていることから評価できる。

平成25年度までは、本学部において実習指導者会議が開催されていたが、経年のなかで実習施設との連携が図れていたことから、平成26年度は各領域において会議をもつ形に変更した。実習施設との連携や指導体制に関しては、実習機関連絡調整会議や実習施設の指導者と担当教員が事前打ち合わせ及び実習中においても適宜連絡・相談を行うなど、連携を密にとりながら実習指導を行うという協力体制が構築されており、臨床との関係についてはこれまでの努力が成果をなし、充実した実習が行えるようになっていると考える。

平成26年度の看護学実習は以下のとおり実施し、それぞれの実習目的・目標を達成することができた。

学年	実習名	実習期間
1年次	基礎看護学実習Ⅰ	平成26年5月12日～16日
	老年看護学実習Ⅰ	平成27年1月13日～16日
2年次	基礎看護学実習Ⅱ	平成26年10月6日～17日
	成人看護学実習Ⅰ	平成27年1月19日～23日
3年次	成人看護学実習Ⅱ	平成26年5月19日～6月27日
	成人看護学実習Ⅲ	
	老年看護学実習Ⅱ	

	小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習	平成 26 年 11 月 10 日～12 月 19 日
4 年次	在宅看護学実習	平成 26 年 5 月 19 日～30 日 平成 26 年 6 月 16 日～27 日
	公衆衛生看護学実習	平成 26 年 5 月 19 日～6 月 27 日
	看護学総合実習	平成 26 年 7 月 7 日～18 日

### (3) 基準項目 2-3. 学習及び授業の支援

本学部では、概ね、教員と職員の協働が行われていると考えられる。現在の教育をさらに充実させるためには、教員と職員がより一層協働して組織的に取り組むことが求められる。

TA などの活用は現段階ではできていない。本学部の体制においては TA 制度などの導入はまだ困難な状況であるため、本学部における学習および授業の支援方法を検討し、拡充を図っていく必要がある。実習においては、領域を超えて教員間で協力体制をとっていたり、非常勤実習指導講師を配置し実習指導を行っており、効果的な指導が行えていると考える。

### (4) 基準項目 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

平成 26 年度より学部規定を変更し、各学年次終了時点に進級可否の認定が行われ、認定されなければ原級に留まる、“進級制度”が一部導入されている。各学年次終了時点に進級可否の認定が行われることで、1 年次時点で単位未修得科目が 3 科目以上ある学生は原級に留まるため、再度学習の遅れを補うことができ、学生にとっては学習への動機づけにつながっている。留年が決定した者に対しては、学科長及び教務委員長により個別対応を行うことで、学生の意思の確認ができ、今後の学習意欲向上につながっていると評価できる。

毎年進級判定をすることにより学生が不利益をきたさないように、また、単位制本来の考え方から、27 年度には実習に関する履修要件の撤廃をして、実習科目の科目登録が可能となるようにして、学生に学習の機会を与えるようにした。

卒業については規程どおりに単位認定について厳格に行ってきた結果、1 科目の単位未修得により卒業できない学生が生じることに對して、学生が不利益をきたさないよう、特別履修制度を設け、平成 25 年度から特別履修を行ってきた。それにより学生に学習のチャンス、卒業のチャンスが広がったことは評価できる。

### (5) 基準項目 2-5. キャリアガイダンス

#### 1) 国家試験対策について

- ①国家試験直前の模試結果により、低得点の学生にきめ細かな指導ができた。
- ②アドバイザーが、担当学生の模試の結果を把握することで、個別指導を充実できた。
- ③直前の対策講座では、学生が積極的に外部講師に質問をする機会ができ、最後まで学生自身に合格点につなげる意欲をもたせることができた。
- ④低得点で教室に来ない学生 2 名は不合格になった。また教室に来ていた学生の中で、質問等がなく、不合格になった学生が 2 名いた。今後低得点者のフォロー体制を強化する必要性が考えられた。
- ⑤25 年度不合格者について委員長、学生支援部が窓口になり、支援を行ったが、5 名中 1 名が不合格になった。

#### 2) 進路対策について

- ①就職説明会に参加している病院は、実習施設である。それ以外で就職予定の学生も、説明会用記録用紙記入により、就職予定病院について客観的な評価ができた。
- ②学生の就職準備状況を的確に把握でき、支援体制を強化できた。

③就職・進学状況を早期から確認でき、各学生への個別進路指導ができた。

(6) 基準項目 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

教育目的の達成状況については、国家試験の合格率なども踏まえて評価している。

学生による授業評価が実施され、評価結果は図書館にて公表されている。更に、評価結果に対しては担当教員によるフィードバックコメントが行われ、これらの成果が授業改善に反映されていると考える。

また、2回目の卒業生を輩出していることから、概ね教育目的は達成できていると評価できる。

(7) 基準項目 2-7. 学生サービス

単に学生への相談・指示を行うことではなく、学生が主体的に充実した学生生活を送り、成長することができるように、学生会の要請を受けて、各種委員会活動への支援を行った。

手続きやマニュアルが整備されたことにより、新規の企画および行事が増え、より活発な学生会活動が促されたと評価できる。さらに、各委員会活動における「活動計画」の企画書作成、「活動報告書」の作成、活動実施後の「評価」、「今後の課題」による PDCA サイクルによる質の向上への取り組みが評価された。

(8) 基準項目 2-8. 教員の配置・職能開発等

教員数は教育目的及び教育課程に即して配置がなされ概ね確保されているが各専門領域の内教授が配置されていない領域がある。

教員の採用・昇格については文部科学省の審査基準に準じて担当可能な科目及び所幾位を吟味し選考決定している。

教員の資質能力向上についてはFD研修を年に2回実施する計画であるが平成26年度については1階の実施にとどまった。ただし、初めて大学教員になったものに対しては外部の研修会に派遣し早期に大学教員としての資質を身に付けるように配慮している。

(9) 基準項目 2-9. 教育環境の整備

本学部では、知識と技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結び付けて理解できる能力を養う内容とする教育課程としていることから、授業の内容に応じた授業の方法としては、講義及び演習、実習を効果的に組み合わせて行うこととしている。授業を行う学生数は、授業の内容や授業の方法などの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる人数とすることから、講義科目については40人から80人を上限とし、演習科目については、少人数教育とすることを前提として、7人から40人の範囲の中で設定しているなど、教育内容に見合った学生数の管理を行っている。しかし、短期大学部と教室を共用していることもあり、教室の調整が困難なこともあるため、今後改善が必要と考える。

## 基準3 経営・管理と財務

### 基準項目 3-1. 経営の規律と誠実性

#### (1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている

#### (2)3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### 1) 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学を設置する学校法人は、「学校法人安達学園寄附行為」及び「理事会細則」に基づき管理運営体制が整備されており、理事会の諮問機関として「評議員会・常任理事会」を設置し、方針策定に関する助言等を行っている。

学校法人の法定監査機関として「監事」を置き、法人の業務・財産等の監査を行っている。

理事会・評議員会・常任理事会・監事監査については、定期、適時に開催しており、諸規程等も整備され、堅実に法人経営監理を行っている。

また、学園の建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」のもと、本学では学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かで幅広く深い教養を修得させるとともに、学部及び学科の選考に係わる専門の学術を教授研究し、併せて品性のかん養に努め、国際化の新時代に向かって国家及び社会に貢献する有益な人材を育成する。」を目的としている。

##### 2) 使命・目的の実現への継続的努力

経営部門については、「理事会」を最高意思決定機関として位置づけ、その諮問機関として「評議員会・常任理事会」を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な事務組織として学園本部を置き、その目的を達成するための管理運営体制を構築している。

学園本部は、教育組織や大学事務局と連携して、毎年「事業計画書」を策定し、施策を実施している。

##### 3) 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校法人安達学園中京学院大学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令、告示を遵守し、適切に運営されている。

また、監事監査はもちろんの事、内部監査室を設け、監事と連携をとり監査規程第4条のとおり、業務監査・財産の状況監査を行っている。

##### 4) 環境保全、人権、安全への配慮

学内の環境保全や衛生については、「安全、保健衛生管理規程」及び「安全・衛生委員会規程」に基づき、衛生管理者や産業医を定め、学内における安全確保と健康の保持増進を図り、快適な職場環境の形成を促進している。

また、CO2 排出削減や省エネルギー対策として、空調機の入替・クールビズ運動・省エネ照明器具への入替など、順次取り組んでいる。

人権への配慮については、学園諸規程「人権委員会規程」「ハラスメント防止等に関する規程」の他、大学の諸規程としても「セクシュアル・ハラスメントの防止人権委員会規程」「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を定め、相談員の配置や研修会、リーフレット等を全教職員及び学生に対し配布又は掲示し、ハラスメント防止の啓発活動や人権侵害の防止に努めている。

安全への配慮については、学園諸規程「防火及び防災管理規程」「危機管理規程」の他、大学の諸規程としても「防火及び防災管理規程」を定め、キャンパスごとに防火管理者を定め、防火管理者講習会

に参加している。

また、本学経営学部の学生が中心となって2009年に「災害時支援隊（消防団）」を発足し、救急救命の講習や水防訓練、市の分団と消防車で市内を循環し火災予防について啓発、広報などを行っている。

#### 5) 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、学校基本情報をはじめ教育研究活動等の状況を大学ホームページで公表している。

財務情報の公表についても、私立学校法第47条に基づき、財務諸表等の備付をするとともに、教育情報と同じく大学ホームページで公表している。

### (3)3-1の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 2) 使命・目的の実現への継続的努力
- 3) 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 4) 環境保全、人権、安全への配慮
- 5) 教育情報・財務情報の公表

監事によるチェック機能体制が強化されている一方で、指摘された業務に対する改善提案体制が遅れているため、今後さらに、迅速かつ適切な業務改善や提案が出来るよう内部監査室の強化を図る。

環境保全や安全への配慮については、教職員はもちろんのこと、学生たちの防災意識向上を図り、災害時における避難所としても機能するよう防災備品等の整備を図る。

各種情報の公表については、大学ホームページの更なる充実を図り、情報の公開をより積極的に図っていく。

## 基準項目 3-2. 理事会の機能

### (1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている

### (2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1) 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園は、最高意思決定機関として理事会を設けており「学校法人安達学園寄附行為」に基づき、理事 9 人以内で構成され、理事のうち 1 人は、理事の互選により理事長とし、理事長を補佐するための副理事長を置いている。

理事会は、年に 2 回の定例会 (3 月・5 月) ならびに臨時会を開催しており、平成 26 年度においては、3 月・5 月の定例会の他、6 月・10 月・12 月の計 5 回開催している。

また理事会には監事 2 人が出席し、意見を述べる体制を整えている。

3 月の定例理事会は主として予算事業計画、5 月定例理事会は決算及び事業報告が審議事項である。尚、理事会・評議員会は理事長が招集し、議長を務めている。

理事長は、予算案と事業計画については、あらかじめ評議員会の意見を求め、その後同日に理事会を開催し、予算について決議を得ている。

事業報告と決算案については、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会を開催のうえ決算審議を行い、また同日に評議員会に報告し、その意見を求めて評価を得ている。

理事については、学内関係者である常勤理事 4 名、学外関係者 4 名の計 8 名で構成しており、各理事は財務担当、教学担当、人事・労務担当、入試広報担当等の担当別に職責を明確にしている。

理事は学園関係者だけに偏ることなく、元市長、弁護士、県議会議員、民間企業経営者等の学外の識者によって構成されており、その選任は法令 (学校教育法、私立学校法) と寄附行為に則り、適切に選任されている。

また、理事長は寄附行為第 43 条に基づいて策定された「理事会細則」第 13 条に則り、理事会より決定を委任された審議事項及び諮問事項について常任理事会を開催し、その議長を務めている。常任理事会の設置は「常任理事会規程」に則って原則として毎月 1 回の開催がなされ、急を要する場合には臨時に開催される事がある。

常任理事会は、学内の専任教職員理事をメンバーとし、理事長及び学内常勤理事の協議機関として、幅広い事項について活発に議論が行われている。

### (3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

#### 1) 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会・常任理事会などの体制は整っており、十分機能しているが、私立大学を取り巻く環境は、年々厳しさを増してきており、これまでの審議事項に加え学生募集方針・法令順守・中央教育審議会答申内容など、情報提供も含め、活発な議論をする場としていきたい。

## 基準項目 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている

### (2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 1) 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 2) 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学は、看護学部を瑞浪キャンパスに、経営学部を中津川キャンパスにそれぞれ設置している。

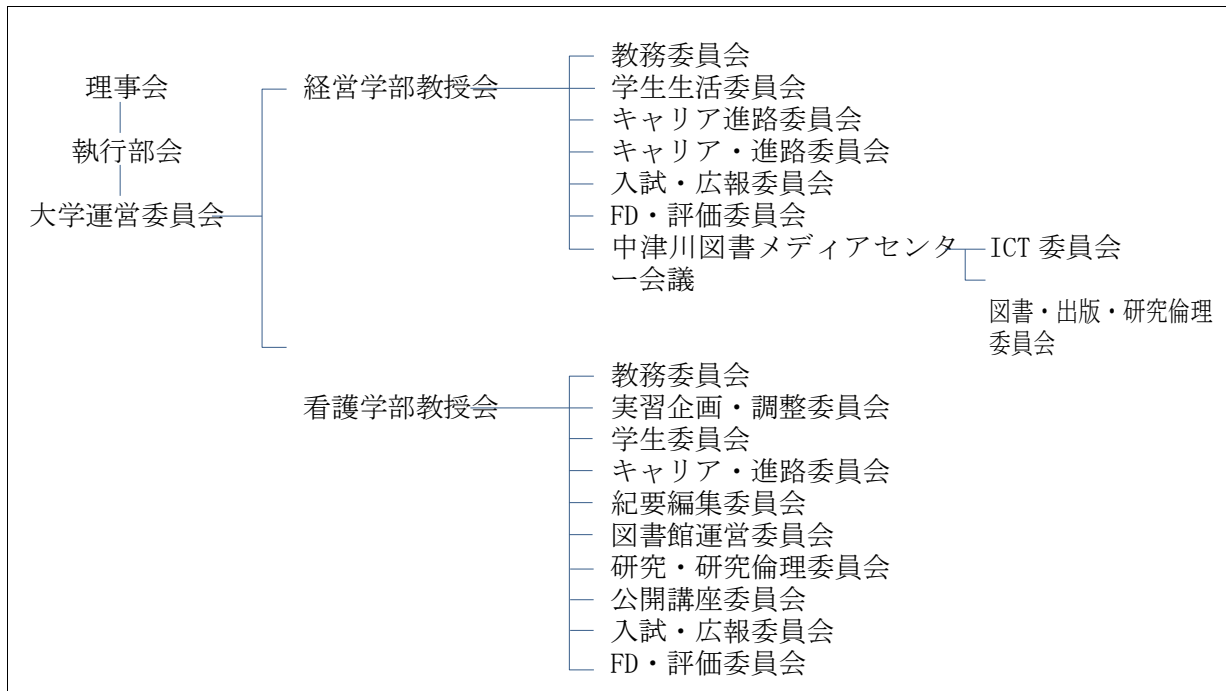
人材育成の目的は、大学として統一のものであるが、どのような手段により目的を達成するかは各学部の専門分野により大きく異なることから、各学部の教育研究活動をそれぞれの学部長が統括し、教授会は学部ごとに設置している。なお、教授会の議長は、学長の委任を受けた学部長が務めるが、学長は両学部教授会にそれぞれ出席している。教授会は両学部とも原則月 1 回開催することとしている。

全学的な意思決定を要する事項、例えば学部共通の学則や諸規程の改廃に関することなどは、学長、学部長、図書メディアセンター長、事務局長、に短期大学の学科長を加えた「大学運営委員会」において審議をおこない、学部教授会において最終報告を行うこととしているが、平成 26 年度については、平成 26 年 12 月 17 日(水)の 1 度開催したのみであった。これは、本学が瑞浪キャンパスと中津川キャンパスのそれぞれに 1 学部を置く大学であり、学部も社会科学系と看護学系で、共通の授業科目群を持たないことから、全学的な意思決定を行う機会が少ないためと判断する。

学部運営上の様々な諸課題について教授会の諮問に応じるため学部教授会の下に委員会を置き、教育支援、進路・キャリア形成支援、学生生活支援、地域貢献、図書館運営等々について協議を行っている。

また、法人全体の方針管理については、常任理事会及び理事長、副理事長、学園本部長及び学園が設置する各学校の長、事務(局)長で組織する「執行部会」において調整協議され、理事会に議案として提出、最終的な確認及び決定がなされている。学長は理事を兼ねており、法人全体の方針を十分に理解した上で、大学運営を行える体制は兼ねてより構築済みである。これらのことから、学園及び大学の一貫した方針管理と意思決定の仕組みが整備され、学長は適切なリーダーシップを発揮していると評価する。

・意思決定組織図



(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 2) 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学として意思決定を行う組織は整備がされており、これを改善する計画はないが、今後大学としての人材養成の目的や教養教育の点検を行う上においては、大学運営委員会は重要となる。

昨年度 1 回の開催であったものを毎月 1 回の開催として大学運営委員会を定例化し、大学としての意思決定を適切に行いたい。また、学校教育法の改正の趣旨を汲み、教授会の在り方も審議機関としての役割の明確化と学長のガバナンス強化を含め改めることとする。

## 基準項目 3-4. コミュニケーションとガバナンス

### (1)3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている

### (2)3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学園では、理事会及び常任理事会で審議された事項について、各学校に共有を図り、意見の徴収を得る場として、執行部会を開催している。執行部会の設置は学校法人安達学園諸規程集「執行部会規程」に則って開催がされ、必要に応じて臨時に開催される事がある。

執行部会の構成員は、常任理事の他、法人の部長職並びに各学校の教学の長、ならびに事務局長等の執行責任者をメンバーとし、学園全体の管理運営が円滑化に行われている。

2) 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事は、理事、評議員又は職員以外の者で、理事会で選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。また、監事の下に内部監査室を設け、専任 1 人を配置し、監事の監査支援を行っている。

監事の職務は、寄附行為第 16 条に規定されている他、学校法人安達学園諸規程集「監査規程」に則って業務監査（法令、規程等に準拠した業務運営、中期目標達成のための合理的な業務運営に関する監査）及び財産の状況監査（会計処理、会計記録の適正な処理、本学園資産の適切な保全に関する監査）を行い、その監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出する事である。

3) リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、法人を代表しその業務を総理することが、学校法人安達学園寄附行為に規定されており、学園全般に係る重要事項を決定する機関として理事長統轄のもと理事会、常任理事会、執行部会が行われ、全ての会の議長となりリーダーシップを発揮している。

また、逆にボトムアップとしても教学面では各種委員会、教授会等で審議された事が、執行部会、常任理事会を経て、理事会へ上申される。なお、事務局においても同様、部長会等で審議された事が執行部会、常任理事会を経て、理事会へ上申されており、バランスのとれた運営が図られている。

### (3)3-4 の改善・向上方策(将来計画)

1) 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

2) 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3) リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事会、常任理事会、執行部会それぞれの連携体制は整っており十分機能していると言える。今後は、執行部会と大学の各管理運営機関の相互の連携をより図っていくために、大学部長会などで大学管理部門の意見を吸い上げるなどボトムアップの制度を強化したい。

## 基準項目 3-5. 業務執行体制の機能性

### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている

### (2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

2) 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学の事務組織については、学園で定める組織、管理及び事務分掌規程に基づき、事務局長のもとに総務部、学生支援部、入試広報部を置き大学の事務運営を行っている。毎年度当初に事務局長が事務局目標を前事務職員に対して提示し、事務局方針の徹底に努めている。

事務局長、総務部長及び学生支援部長は教授会に出席し、審議される事項の把握を行い、また、学園本部長が大学事務局長を兼務していることから、事務局長が大学運営委員会にも出席することとなり、大学の教育活動全般に事務局長が関与することで、教管一体での業務の効果的な執行体制が確保されていると言える。

職員の人員配置に関しては、学生支援部の職員数を多くしているが、これは、学生支援部の事務所掌が「教務関係」「学生生活関係」「キャリア進路関係」と多岐にわたるためである。その他総務部及び入試広報部等については、現在の配置で適正と判断する。事務部門の人員配置は次の表 3-5-1 のとおり。

各部門の事業計画は年度予算の計画段階で部門長が立案しており、部長権限で事業執行している。ただし、予算権限については 10 万円以上の支出を伴う案件は、事前に事務局長の許可を要することとしており、さらに 50 万円以上の支出を伴う案件は理事長の許可を要することとしている。

表 3-5-1 事務組織及び人員配置(平成 26 年 5 月 1 日現在)

事務局長	総務部	部長 1 名 部員補佐 1 名 5 名(内 3 名非常勤) 部員 13 名(内 8 名非常勤)
	中津川キャンパス 学生支援部 学生支援課	部長 1 名 課長 1 名 部員 7 名(内 1 名非常勤)
	留学生支援課	課長 1 名 部員 2 名
	瑞浪キャンパス 学生支援部	部長 1 名 部員 10 名(内 4 名教員兼務・1 名非常勤)
	入試広報部	部長 1 名 部長補佐 1 名 部員 12 名(内 1 名教員兼務・2 名非常勤)
	中津川図書メディアセンター事務室	事務室長 1 名(教員兼務) 事務員 2 名
瑞浪図書メディアセンター事務室	事務室長 1 名(教員兼務) 事務員 3 名(内 3 名非常勤)	

### 3) 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質及び能力の向上の機会として、法人人事部が企画する職員研修が年 1 回行われる。平成 26 年度においては、障がい者雇用促進の観点から、「障がいを持つ職員の受入れ」について研修を行い、障がい者を受け入れる際の留意すべき点について共通理解を行なった。

初任者の研修としては、安達学園の創立の成り立ち、建学の精神、ミッション、ビジョンなどを理解するとともに、職能研修としてコンプライアンス、大学事務職員の実務、学校関係法令知識の習得を目的として実施しており、私立大学協会をはじめとする外部団体の行う研修への参加を推奨しており、諸経費は人事部及び各部門予算に組み込まれている。

事務職員には、平成 20 年度の給与改定と同時に職能資格制度を導入しており、職務に係る求められる能力基準が明文化され、職員の能力水準評価及び配置等に活かされている。

こうした学内外における OffJT 研修だけでなく、職員が自ら進んで職務遂行上有益と思われる研修への参加、通信講座等での資格取得を目指す際の時間・経費支援制度が確立しており、資質及び能力向上の機会と環境は整備されている。

### (3)3-5 の改善・向上方策(将来計画)

1) 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

2) 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学は、キャンパスが瑞浪市と中津川市に分かれており、事務局長の管理運営が行き届かない場合がある。平成 26 年度においては、経営学部長からの申し出により中津川キャンパスの事務部門特に学生

支援部の業務に関して、経営学部長が管理監督を行ったが、このことで中津川キャンパスは、学部長に権限が集中することとなり、全学的事務組織運営と言う点では、弊害となったと思われる。

今後は、定期的な部長会の開催と適切な事務局長権限の執行により全学的な事務組織運営を図りたい。

### 3) 職員の資質・能力向上の機会の用意

ますます複雑化・高度化する大学事務業務にあつて、職員の専門性向上は必要不可欠であることは言うまでもなく、行政並びに外部団体が開催するセミナーや研修への参加の機会を増やすとともに、管理職のマネジメント力、大学アドミニストレーターとしての能力を養うことができるよう、職能資格制度に基づいた人材開発を計画的に進めていく。また、事務職員として教学に関する知識見聞を高めることで、ディプロマポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた各学部の教育課程の改善・再構築を図るワーキンググループを立上げ、学生の学習成果獲得に教職協働で進めることで実践的な能力向上を目指す。

## 基準項目 3-6. 財務基盤と収支

### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている

### (2) 3-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1) 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確保

看護学部設置に向けた中期経営計画〔平成 21 年度～平成 25 年度〕を策定、また、この中期経営計画を基に単年度毎に、次年度の予算策定をし、収支バランスの均衡に向け運営にあたっている。

単年度毎の次年度予算策定については、しっかり確立され、財務体質の改善に努めているが、平成 26 年度以降の中期経営計画が策定されていない状況である。

#### 2) 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学を含め学校法人全体としても、実質的な借入金ゼロの良好な財務環境に加え、平成 25 年度に看護学部が完成年度を迎え、また、過年度より行われていた耐震改修工事も概ね終了した事により、安定した財務基盤の確立と収支のバランスの確保が出来る様になり、平成 26 年度収支計算書においては、消費収入超過額 3,400 万円となった。

### (3) 3-6 の改善・向上方策(将来計画)

#### 1) 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確保

#### 2) 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 26 年度以降の中期経営計画が策定されていない状況であり、本年度中期経営計画を策定するプロジェクトを発足させ〔平成 28 年度～平成 32 年度〕の中期経営計画を策定する準備が進んでおり、理事会においても承認を頂いている。

## 基準項目 3-7. 会計

### (1)3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている

### (2)3-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 1) 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人安達学園経理規程・経理規程施行細則・経理処理基準及び学校法人会計基準に基づき、適正に処理されている。

会計処理の流れは、大学経理担当者が、願書類を確認し、伝票起票及び支払準備をした後、法人事務局において確認・支払い処理を行っており、自動的に2重チェック出来る仕組みになっている。

また、会計処理上発生した疑義や問題点については、公認会計士や私学共済事業団に相談、指導、助言を受けて適切に遅滞なく処理をしている。

#### 2) 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、公認会計士による監査及び学校法人安達学園監査規程に基づく監事による監査を実施している。

公認会計士による会計監査は、概ね月1回来校し、帳簿や証憑突合・実査など、内部統制有効性・基準準拠性・残高妥当性・表示妥当性など、会計基準に沿った適正な処理であるか監査している。

また、監事による監査については、決算時に行う公認会計士との合同監査を中心に、年9回程度、予算立案・予算消化状況等の監査を行っている。

### (3)3-7 の改善・向上方策(将来計画)

#### 1) 会計処理の適正な実施

#### 2) 会計監査の体制整備と厳正な実施

平成27年度より導入される新学校法人会計基準に速やかに対応できるよう各種研修会や講習会に積極的に参加し、遅滞・ミスの無い様な処理をする。

また、会計事故防止の為、経理担当者には高い倫理観を持たせるとともに、法令基準に精通させるよう事ある毎に周知させる。

## 【基準3の自己評価】

### (1) 基準項目 3-1. 経営の規律と誠実性

### (2) 基準項目 3-2. 理事会の機能

管理運営体制としての理事会、評議員会は、「寄附行為」及び「理事会細則」に基づき機能している。また、理事会からの委嘱を受け、学園の経営方針を立案し、学園経営の健全化および安定化を図ることを目的に常任理事で構成される常任理事会を設置するとともに、理事会と学園各設置校の教学組織との意思疎通を図ることを目的として学園執行部会を設置し、各規程に基づき適切な連携強化を図っている。

学園は法令遵守に努め、法改正の際には適切な手続きを踏み、規程の整備に努めており、平成 26 年度には学校教育法の一部改正に合わせて大学規程全般の見直しを行った。

環境保全、人権、安全への配慮に対しては、「安全、保健衛生管理規程」「人権委員会規程」に基づき、委員会が設置され啓蒙活動がなされるなど適切に行われている。

### (3) 基準項目 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

本学学長は大学全体を代表して本学園の理事として選出されており、常に学園経営と適切な連携を図りながら運営している。各学部の意思決定は学長、学部長が出席する各学部の教授会が担っているが、大学全体に関する意思決定は学長、学部長、図書メディアセンター長、事務局長で構成される「大学運営委員会」において審議が行われているが、両学部で統一されていない事項も散見されるため、今後も大学運営委員会の中で審議を加えていく必要がある。また、学校教育法の改正に伴い、平成 27 年度からは学長の意思決定となるため、教授会の運営方法も改善が必要である。

### (4) 基準項目 3-4. コミュニケーションとガバナンス

理事会と学園各設置校の教学組織との意思疎通を図ることを目的として学園執行部会を設置し情報共有及び各事業体からの要望等を吸収するボトムアップとしての場としても機能している。また、監事による業務監査を強化する上で学園内に内部監査士室を設置し、ガバナンスの強化に努めている。大学における課題及び取り組みは、大学の各委員会において検討のうえ教授会に諮られており、良好なコミュニケーションが図られている。

### (5) 基準項目 3-5. 業務執行体制の機能性

大学の事務組織については、学園で定める「組織、管理お酔い事務分掌規程」において責任と権限を明確にされており、年度初めには事務局方針、事務局目標を前事務職員に徹底している。職員の人事管理については、学園人事部が管理しており、中期的な人事戦力に基づき適正な人事配置に心掛けており、職能制度を活用し、職員研修、管理職研修、職能研修、外部研修への参加など SD 活動を積極的に行っている。

### (6) 基準項目 3-6. 財務基盤と収支

財務情報は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表の財務 3 表に加え、事業報告書を各設置校へ据え置き、ステークホルダーへの閲覧に供するとともに、学園ホームページでも後悔している。財務運営委については、中期経営計画を基に単年度ごとに次年度の予算策定を行い、収支バランスの均衡を目指しており、平成 26 年度は資産売却によるものではあるが、収入超過に転じたが、今後は第 2 期の中期経営計画を策定し、教育研究経費のキャッシュフローの健全化を目指す。

#### (7) 基準項目 3-7. 会計

会計処理は「経理規程」「経理規程施行細則」「経理基準綴」「学校法人会計基準」に基づき訂正に処理されており、公認会計士による監査及び「監査規程」に基づく学園監事による監査を実施している。監事による監査は年度初めに提出された監査計画に基づき、決算時に行う公認会計士との合同監査を中心に予算立案・消化状況等の監査を実施している。

## 基準4 自己点検・評価

### 基準項目 4-1. 自己点検・評価の適切性

#### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている

#### (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

◇経営学部

##### 1) 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

本学の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」であり、経営学部の教育目的・目標は、経営学に関する専門的知識及び実践的能力を習得するとともに、専門的知識及び実践的能力を支える豊かな人格見識（学士力）を身につけることと謳っている。

この大学の使命・目的に沿って学内の自己点検・評価の実施体制の見直しがなされつつある。平成 18 年度から、FD・評価委員会が置かれ、実質的教育研究・学生支援関係・社会貢献等に関して教務委員会・学生生活委員会・学生支援部等と協働しあい、活動している。FD・評価委員会は教授会のもとに置かれ、FD の円滑な推進及び、授業環境改善に関する事項の推進を図ることと教員の自己点検・自己評価報告書に関わる作業を行なっている。

FD・評価委員会が平成 26 年度に実施した業務は以下のとおりである。1. 授業アンケートの実施。このアンケートは春学期と秋学期を交互に毎年行っているもので、アンケート結果は各教員に通知され、教員はそれに基づいて授業改善策を含んだ教員コメントを書くことになっている。このアンケート結果と教員コメントは学内公開されている。平成 24・25 年度に実施した授業評価アンケートは必須科目のみが対象であったが、平成 26 年度は全ての科目を対象として実施し、男女別・部活動別・留学生の状況が把握できる資料が完成した。2. 授業公開の実施。平成 26 年の 12 月に授業公開を実施した。下記の「学生アンケート」の中に「あなたが受講した授業の中で「この授業は良い」と思った授業の科目名と教員名を記入してください」という質問があり、回答数が比較的多かった科目を公開してもらった。3. 学生アンケートの実施。平成 26 年 11 月に学生アンケートを実施した。アンケートは記名式と無記名式の 2 回実施した。質問数は記名式が 40 項目、無記名式が 47 項目であった。アンケート結果は全教職員に配信されている。4. 学生 FD サポーター委員会の組織。学生 FD サポーターは平成 27 年 2 月に組織されたので、まだ具体的活動はしていない。5. 教員の自己点検評価報告書の作成。各教員に 1 年間の活動を振り返って自己点検してもらっている。評価項目は、教育活動、研究活動、地域貢献、学内業務の 4 点である。この教員の自己点検評価報告書は、学内公開される予定である。

学部としては、「改善報告書」を日本高等教育評価機構に提出した。その結果、継続して恒常的に自己点検評価活動を組織的に行う体制をつくるべきであるとのコメントを得たので、看護学部を含めた全学的 FD 組織を結成し、学部横断的な組織的な FD の実施に向けて活動を開始した。

##### 2) 自己点検・評価体制の適切性

平成 18 年度から平成 26 年度に至るまで、教育活動の改善向上を図るため、教授会の下部組織として FD・評価委員会を設置している。同委員会は恒常的な組織であって、平成 18 年度以降は同委員会が設置されなかったことはない。

また、平成 26 年度から看護学部を含めた全学的な FD 活動を実施する組織を検討した。今後、本学の

FD活動はこの組織を中心に実施されることになる。

### 3) 自己点検・評価の周期等の適切性

前回の認証評価を受けてから平成26年度に至るまで、「中京学院大学 経営学部 自己点検・評価報告書」は毎年度分作成している。

また、教員の自己点検・評価報告書についても毎年度分作成している。授業評価や授業公開は毎年度実施している。

このように、本学部では自己点検・評価を定期的に行っている。

#### ◇看護学部

- 1) 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価
- 2) 自己点検・評価体制の適切性
- 3) 自己点検・評価周期等の適切性

教授のみで構成する自己点検・評価委員会を中心とした体制の基に、学部の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を実施している。具体的には、学生による授業評価および教員間の授業評価を中心に、前後期の半年周期で行っている。ただし委員会のメンバーが毎年変わることに伴い、予定通りの委員会開催が困難な状況や、常に1からの確認のため進展性に欠ける状況もあり、ややマンネリ化の傾向になりつつある。

#### (3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

- 1) 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価
- 2) 自己点検・評価体制の適切性
- 3) 自己点検・評価周期等の適切性

#### ◇経営学部

自己点検・評価の実施体制については平成23年度から26年度は学長主導のもと行われてきたが、今後は全学的なFD組織と学部の「FD評価委員会」を中心とした体制を再構築し、具体的な実施に当たっては学部全体の協力を得ていく必要がある。

授業アンケートや学生アンケートの結果は全教員に通知され、それを参考に授業改善に取り組むよう要請しているが、具体的な事柄に関しては各教員の判断にゆだねられているので、平成27年度以降はそこを組織的なものにするようにしなければならない。また、学生アンケートは授業改善のみならず学生生活全体の改善材料となるので今後とも継続的に実施していく。

#### ◇看護学部

委員会構成メンバーの適切性、学部としての自己点検・評価の基本方向について、再確認・再検討を行う。

## 基準項目 4-2. 自己点検・評価の誠実性

### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている

### (2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

◇経営学部

#### 1) エビデンスにもと基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検評価のもとになるエビデンスの収集は、大学の組織全体に関連するものは「総務部」、学生に係る入学から教務、課外学習、就職状況調査等については「入試広報部」「学生支援部」を中心に各部署が定期的に収集し取りまとめている。また、平成 26 年度は「学生アンケート」を実施したが、その質問項目は教務委員会、学生生活委員会、図書・出版・研究倫理委員会、FD・評価委員会、および学生支援部の協働によって作成したものである。学生アンケートによって、自己評価の観点から必要な、より透明性の高いエビデンスを収集することができた。以上のように、本学部はエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価の実施を目指している。

#### 2) 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査、データの収集については上述したとおり行われている。学生の現状については、学生支援部が中心となり、教務関連の各講義の出席状況、学生の単位修得状況、資格取得状況など、学生生活関連の奨学金、アルバイト、ボランティアの状況など、就職関連の進路先決定状況、進捗状況など、留学生関連のビザ更新状況などの基本的な情報を収集し、集計し、分析をまとめており、施策実行のための基礎資料としている。

さらに、前述の「学生アンケート」「授業評価アンケート」により、教育環境、教育状況の情報の収集と分析、フィードバックを行っており、誠実な自己点検・自己評価に対して寄与している。

#### 3) 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、平成 21 (2009) 年度に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価について、自己点検・評価報告書と認証結果を合わせて本学の Web サイトや図書館で公開している。また、その後の自己点検・評価報告書も平成 24 年度、平成 25 年度のものを Web サイトで公表している。自己点検評価ももとなる各種のデータも同様に本学の Web サイトで公開している。平成 26 年度版も冊子にして関連部局に配布した。

また学内における各種調査の分析結果、自己点検・評価に関する教授会での報告等は電子データや図書館での公開を行い学内の情報共有を行っている。しかし、学内において自己点検・評価の結果やそれに基づく大学全体の現状について全教職員が認識を共有する取り組みについては今後の課題であると考えられる。

以上の通り、外部評価受審時、それ以後の自己点検評価報告書については Web サイトや図書館で社会に公開しており、学内情報に関しても共有を図っていることから、4-2-③の視点を満たしていると考えられる。

◇看護学部

#### 1) エビデンスにもと基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 2) 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

### 3) 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

現状把握のために、学生による授業評価を全講義科目について講義終了時に調査票を用いて実施している。マークシートによるチェック方式であるが、質問および意見を記述する欄も設けており、大半の学生が記述している。その後学生支援部において、評価項目ごとおよび全体結果を集計処理し、担当教員と FD 委員長に返却される。担当教員は結果に対して必ずコメントを記述することにしており、十分な調査・データの収集と分析はされている。自己点検・評価の結果の学内共有のために、コメント付きで全科目を図書館に配架して公表し、学生のみでなく教職員も自由に閲覧できるようになっているが、HP 等による社会への公表は行っていない。

また実習に関しては、教員の指導の適切性・妥当性を評価するために、学生の自己評価と教員の評価結果を面接を通して照合している。

教員間の評価に関しては公開講義方式を採っており、原則としてどの教員のどの科目でも他教員が自由に授業参加できることになっている。参加後は授業参加記録を記入し、FD 委員長に提出するシステムであるが、開設 2~3 年に比して 25~26 年度は参加者が皆無という状況であり、参加記録もエビデンスに基づいた透明性の高いものとはいえない。

### (3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

- 1) エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 2) 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 3) 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### ◇経営学部

自己点検・評価の結果について学内における認識を共有するために、自己点検・評価報告書の分析をもとに全教職員に大学の現状を伝える機会を設ける必要がある。

各学部において収集され、調査分析された知見を大学として把握し、より効果的、学部横断的な改善計画を策定するためには、IR 機能の定着が必要であると考えており、学園本部を中心とし、各学部の FD・評価委員会との連携の体制をより一層整備していく。

また、データそのものに関しても、さまざまなデータをさまざまな部局に分散して所有されており、データを一元的・総合的に管理する部局が本学部には存在していない。したがって、データを総合的に分析・検証するということができず、改善活動に十分に活用できていない点があるためその改善方策も含めて、今後検討する必要がある。

#### ◇看護学部

評価項目・内容を再検討しエビデンスに基づいた透明性の高いものにすると共に、結果を学内だけでなく社会に公表する。

## 基準項目 4-3. 自己点検・評価の有効性

### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている

### (2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

#### ◇経営学部

本学部は、自己点検・評価活動を平成 21 年から平成 23 年度まで、「自己点検・評価委員会」が自己点検活動を組織的に実施してきたが、平成 24 年度より、学長の強いリーダーシップのもと、教職員が学長の指示に従うという形で評価・改善活動を行ってきており、その改善スピードも迅速であった。

しかし、その改善活動が学長からの個人的なレベルにとどまっていたという反省から、今年度の FD・評価委員会においては、各委員会が年度末に向けて総括(Check、Act)を行い、来年度初めに年次計画立案(Plan)し、委員会活動の実行(Do)へと向かえるよう、新体制の準備をおこなっている。

各教員の自己点検評価活動は、平成 21 年度より、①教育活動、②研究活動、③社会的活動、④大学運営活動の 4 つの領域を点検評価対象項目として行っている。

#### ◇看護学部

学部内における授業および実習評価、教員間授業評価を行っているが、特に PDCA サイクルの CA の仕組みが確立していないため、結果の活用が不十分で改善・向上につなげることができていない。

### (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

1) 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

#### ◇経営学部

平成 26 年度における FD・評価委員会は、各委員会へ平成 26 年度の委員会活動を総括するような委員会を開催するよう依頼するなど、スケジュール管理も業務として行った。その総括の結果を生かし、組織として改善活動を行うのが次年度以降の課題である。各委員会相互の有機的連携を行いながら、看護学部とも連帯しつつ、全学的な自己点検・評価に活動を活発化しなければならない。

教員が毎年提出する自己点検評価票については、様式を一部改め、各教員の教育活動、研究活動、社会的活動、大学運営活動において、教員各人が目標を設定し、その結果を振り返る制度・体制の整備を行い、改善に取り組む必要がある。

#### ◇看護学部

早急に PDCA サイクルを再検討し、特に CA の仕組みを確立する。

## 【基準 4 の自己評価】

#### ◇経営学部

本学部は、情報収集という点においても、学生の進捗状況の把握に努め、おおむね基準を達成している。そして、それら透明性の高いエビデンスに基づいた、適切な自己点検・評価を実施している。その結果についても、学内・学外に向けて公表しており、基準を見たしている。

しかし、その活動を個別にみていくと、まだ、改善の余地は残されている。例えば、自己点検・評価の結果の活用については、各委員会、教職員にフィードバックはなされているものの、その反映については、より効果的な実施方法を含めて、検討の余地がある。

#### ◇看護学部

##### (1) 基準項目 4-1. 自己点検・評価の適切性

学部の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行い、自己点検・評価の体制および周期等も適切であると考えるが、さらに適切性を高めるために委員会構成メンバーおよび基本方向について再確認・再検討が必要である。

##### (2) 基準項目 4-2. 自己点検・評価の誠実性

現状把握のための調査・データの収集および自己点検・評価の結果の学内共有はできているが、エビデンスに基づいた透明性の高い評価項目・内容の確立および結果の社会への公表が課題である。

##### (3) 基準項目 4-3. 自己点検・評価の有効性

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みが確立していないために、結果の活用が不十分で改善・向上に繋がりにくく有効性が低い。特に CA の仕組みを早急に確立させる必要がある。

また現在は主に学部ごとに自己点検・評価を実施している段階であるが、認証評価の結果を共有し大学としての改善・向上を図るために、大学全体で PDCA サイクルの仕組みを確立する必要がある。